

平成 31 年 2 月 20 日
開 会 10 時 00 分

○花田議長

おはようございます。ただいまの出席議員は、議員定数 16 名中 15 名で定足数に達しております。平成 31 年第 1 回宗像地区事務組合議会定例会は成立いたしましたのでここに開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付しているとおりです。これより日程に入ります。

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 85 条の規定により、13 番、植木議員。14 番、米山議員。を指名いたします。

日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りします。

本定例会の会期は本日を含め、2 日間といたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(なしの声)

○花田議長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日を含め 2 日間と決定いたしました。

日程第 3、「諸報告」に入ります。原崎組合長。

○原崎組合長

おはようございます。本日、平成 31 年第 1 回定例会が開かれるに当たりまして、ご挨拶と提案理由の説明を申し上げます。議員の皆さんにおかれましてはご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本議会では、平成 31 年度、5 会計の当初予算についての提案のほか、水道事業に関する条例の改正など、非常に重要な案件を提案させていただいております。

それでは、本日の議案を簡単に説明申し上げます。

第 2 号議案は、人事院の勧告に伴い、給与条例の一部を改正するものです。

第 3 号議案は、水道事業の統合などに伴い、水道事業の設置等に関する条例を改正するほか、関連する 4 条例の一部を改正するものです。

第 4 号議案は、法改正に伴う、自己啓発等休業に関する条例のほか、2 条例の改正についてです。

第 5 号議案から第 8 号議案につきましては、平成 30 年度の一般会計、大島・本木簡易水道事業特別会計及び水道事業会計の補正予算についてです。

第 9 号議案から第 12 号議案につきましては、平成 31 年度一般会計、急患センター

事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計及び水道事業会計予算についてです。

以上、いずれも重要な案件でありますので、何とぞよろしくご審議いただきまして、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○花田議長

日程第4、「一般質問」を行います。本定例会における一般質問の通告議員は3名です。

なお、一般質問の制限時間は、答弁時間を含んで、1人当たり55分以内となっております。1件ごとの質問回数について制限はありません。質問は項目ごとに1問1答方式で行います。また、質問は自席にてお願いします。通告順により、5番、北崎議員の一般質問を許します。北崎議員。

○北崎議員

おはようございます。一般質問をさせて頂きます。

安全・安心の暮らせるまちづくりについて

私は、若い時に入隊した自衛隊での災害派遣や教職時の平成7年の阪神・淡路大震災でのボランティア体験などから、どんな政策よりも、先ずは「安全で安心して暮らせるまちづくり」が政策を推し進める上で一番だと考える。宗像地区においても、その役割を担う一番手が「宗像地区消防本部」であり、消防・防災において、拠点になつてくるものだと考えます。

そこで、その活動報告「FIRE・REPORT」や「消防力整備計画」にうたつてあるものから以下のことについて伺います。

1 消防体制の基盤の見直しについて

- (1) 福間分署を福津消防署に格上げしたことにより、人員、装備等での課題は。
- (2) 大量退職者による定員の確保にむけての対応は。
- (3) 新規職員の研修・訓練体制等については。

2 各庁舎の改修、建て替えなどの検討について

3 今後の広域連携について

- (1) 消防指令センター共同運用について、その成果と課題は。
- (2) 今後、考えられる広域連携について、どのように考えるのか。

よろしくご答弁をお願いします。

○花田議長

北崎議員の質問に対し執行部に答弁を求めます。原崎組合長。

○原崎組合長

北崎議員が通告されたご質問に対しましてお答え申し上げます。まず私のほうから、概要について答弁をさせていただきましてその後、消防長より、細かい内容につきまして続けて答弁させていただこうと思っております。

この、ご質問の安心・安全の暮らせるまちづくりについて、また、消防力の向上についてでございますが、議員のご質問の通り、安全・安心に暮らせるまちづくりには、消防力の向上が不可欠でございます。

このためには各種災害に的確に対応できるよう資機材の高度化等の警防体制の充実を図るとともに、建築物の大規模化、複雑化等に伴う予防業務の高度化、専門化に対応するための予防体制の充実強化、また高齢社会の進展等に伴う救急出動の増加、救急業務の高度化に対応するための救急体制の充実強化等を計画的に推進していく必要がありますので、宗像地区消防本部消防力整備計画を策定しまして消防力の向上に向けて対応しているところでございます。詳細につきましては消防のほうからご説明させていただきます。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

おはようございます。消防長の永島です。よろしくお願ひいたします。

私から、一つ目の項目である、消防体制の基盤の見直しについてから、お答えさせていただきます。

1 の(1)の福間分署を福津消防署に格上げしたことにより、人員・装備等での課題については、「消防力整備計画」概要版の 6 ページをご覧ください。数値目標と表の項目でご説明をいたします。消防力は総務省消防庁が定める「消防力の整備指針」に示されたように、当該区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員を整備するものとあります。

当然のことながら、消防本部を設置して、次に消防署を整備します。次に消防隊が運用する消防ポンプ自動車、救急隊が運用する救急自動車、そして福津消防署には、新たに、指揮隊と救助隊を設置する必要性がありますので、それぞれの隊が運用する指揮車と救助工作車を整備する必要があります。

よって 6 ページの表の消防体制の強化で、現状 1 署体制から 2 署体制に、指揮隊の増隊で 1 隊から 2 隊に、救助隊は兼任隊としておりますが、現状 1 隊から 2 隊になっております。

指揮隊につきましては、現在指揮車を配備して 2 人体制で運用しております。

救助隊については、宗像消防署本署に今年度更新しました救助工作車に専任の救助隊員を搭乗させた特別救助隊を配備して、福津署には、後程ご審議いただき

ます、平成 31 年度当初予算に事業計上しております、消防ポンプ自動車の更新に併せて、救助活動に必要な資機材を積載することで、消火活動と救助活動に従事する救助警防小隊を配置する計画であります。詳しくご説明しますと、消防自動車に救助資機材を積載し、災害種別に応じて消火活動や救助活動ができる兼任隊を配備することとしています。

この隊員には、救助活動に従事するための教育訓練を修了した救助隊経験者等を配置する予定です。なお、今月 14 日に更新した救助工作車を配備しましたので、これまで使用していた救助資機材を福津消防署に配置して、現在資機材の取扱訓練を実施し、一日でも早い実働を目指しております。

次に、施設のうち庁舎関係では、車両の増台と併せて配置人員を増員予定ですので、車庫の増築と仮眠室の確保を、同じく平成 31 年度当初予算に計上しております。限られた敷地や庁舎内で増改築することとなりますので、訓練スペースや駐車場の確保等が今後の課題になってまいりますが、現在、宗像地区消防本部等庁舎検討委員会が今年度発足し、その中で課題について検討をしていただいております。

(2)の大量退職者による定員の確保に向けての対応については、昭和 49 年に消防本部が設立され、昭和 50 年 4 月から消防業務を開始しております。当時、採用した職員 54 人。この職員につきましては大量退職期の平成 19 年から平成 29 年度までの間に計画的に退職者を補充採用して対応して参りました。

(3)の新規職員の研修・訓練体制については、新規職員は採用後すぐに、福岡県消防学校の初任教育に約 6 カ月間派遣し、消防職員としての基礎的な知識及び技術を習得します。次に、当消防本部は、救急隊員の資格習得へ約 2 カ月間同じく県消防学校救急科へ入校させます。その後は、配置先での現場活動と各種訓練を重ねて、前年度は採用後 2 年目の集合教育として、同じ初任教育で訓練をした北九州市の職員と合同で、訓練の在り方や職員レベルの確認ができる研修を実施し、各職員個々のレベル確認ができる研修が出来たと報告を受けております。

次に大きな 2 つ目の「各庁舎の改修、建て替えなどの検討について」お答えいたします。

先程、(1)でご説明いたしました宗像地区消防本部等庁舎検討会が発足し、そちらで現在検討されておりますので、事務局を担当しております、永島参事に後程回答させますので、先に 3 の「今後の広域連携について」(1)消防指令センター共同運用について、その成果と課題について、お答えさせていただきます。成果については、住民サービスの向上ということで、先ずは福岡都市圏消防本部の迅速出動ができたことです。

具体的には、昨年福岡市の消防ヘリの迅速出動が 4 回。古賀市・福津市の市境で発生した建物火災で古賀市・福津市の消防機関が同時に迅速出動して、被害を

最小限度に抑えています。

また、救急出動については、柏屋北部消防本部の救急隊に迅速出動をしていただいています。さらには、119番通報時等に平成30年度から外国語15ヶ国に対応できることなどです。

課題につきましては、平成34年度に共同指令センターの中間整備が計画されています。現状は、国が推進する事業であります消防通信指令業務の共同運用については、緊急防災・減災事業債が充当できますが、緊急防災・減災事業債は平成32年度までとなっており、平成32年度以降何らかの交付税措置がなされる予定ですが、不確定な状況ですので、平成34年度の中間整備事業の財源確保が課題となっています。

対応としては、平成32年度以降も緊急防災・減災事業債の継続又は同等の地方債充当率及び交付税措置がなされるよう、本職が委員であります、全国の消防長で組織する全国消防長会財政委員会へ議題提出予定であり、福岡県消防長会及び福岡都市圏の消防長もご賛同いただいております。今後は、全国消防長会総会で議決いただいて、全国消防長会から国へ要望されることを期待しております。

(2)「今後、考えられる広域連携について」、どのように考えるのかについて、お答えいたします。現状は先程説明いたしましたように、福岡都市圏の消防本部間では、迅速出動を消防本部及び消防団で実施しておりますが、他に隣接しております岡垣バイパスの着工工事がはじまります遠賀郡消防本部や見坂トンネルが開通した直方・鞍手の消防本部との連携・協力を今後推進する必要があると考えます。私の方からは以上です。それでは、2つ目の「各庁舎の改修、建て替えなどの検討について」を永島参事に回答させます。

○花田議員

永島総務課参事。

○永島参事

事務組合 総務課 参事の永島と申します。私からは、2番目の項目「各庁舎の改修、建て替えなどの検討について」お答えさせて頂きます。どうぞ、よろしくお願ひします。まず、昨年2月の事務組合第1回定例会 一般質問において、消防署所の整備計画については、平成30年度に署所の関係調査を実施したうえで、構成2市を含めて検討を重ね、基本的な計画を作成し進めていきたいと回答しておりました。

消防本部では、消防署所5施設の耐震強度や劣化状況の調査、また、その結果を踏まえた長寿命化や建替えなどの整備パターンを、経費や消防機能等を中心に比較検討できる資料の作成を昨年7月から取り掛かり、先月、その報告書が完成したところです。

報告書で重要な「消防署所の現状や課題」、「今後必要となる消防署所の規模・機能」につきましては、消防本部内で構成するワーキング会議や検討会で協議を重ねるなど、消防現場の意見を反映した内容となっています。

現在、整備方針（案）については、宗像・福津両市の関係部課長、消防本部の次長・署長クラスで構成する「消防本部等庁舎検討委員会 幹事会」を中心に協議を行っていますが、今後の宗像地域の防災や消防、救急体制はもちろん、両構成市の財政負担にも大きく影響する内容ですので、様々な角度・視点からの協議・検討を慎重に進めているところです。

この会議で事務レベル上の擦り合わせを完了した後、事務組合の正副組合長、事務組合事務局長、構成市の担当部長、消防長で構成する「消防本部等庁舎検討委員会」で更なる協議を重ね、その方針（案）を決定し、速やかに議員の皆様にその内容をお示ししたいと考えています。議員の皆様には、もう少々お時間が必要なことについて、ご理解・ご了承を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 以上で庁舎に関する答弁を終わらせて頂きます。

○花田議長

北崎議員。

○北崎議員

ご答弁ありがとうございました。私が今回の一般質問において、この消防について質問させていただこうと思った理由の一つが、先月行われた福津市の市議会議員の選挙で応援という形で、福津市内を回らせて頂いたときに、宗像市の現状と少し違って人口増で、住宅が非常に多くなってきているなっていうのを感じたことと、福津消防署の前を通った時に渋滞等があって、大丈夫なのかなと思ったのがきっかけでした。

それでいろいろ調べていくうちに、私が在籍している宗像市の本署、赤間出張所、津屋崎・玄海出張所、そういう消防署のベースになる施設が、どうなのかなということが非常に疑問に思われました。先ほど消防長が言われたように、昭和 50 年が発足ということと、1 番最初に建てられたのは築 44 年になります。

途中で増築とかされて築 30 年とか、先ほどの福津消防署にしても 44 年になるということがいろいろわかってきたので、これもどこでも一緒ですけど、公共施設のアセットということで、特に消防施設というのが 1 番ベースですので、もし震災があったときに、消防署が潰れていたという話なら、とても市民の安全安心どころではないな、という危機感で質問させていただきました。

先ほどのご説明の中にあった、人口増に伴って、福間分署が署に格上げになったということで 8 名の増員になっておりますが、増員されるということは非常に良いと思うんですが、逆に言うとキャパの問題ですね、実際機能としては手狭っていうことを言われ

たんですけど、今後、先ほど言われた基本方針の中で、移設ということも含めて考えておられるのかということと、本署自体が今 1 番古いので、一度に全部という事はないと思うので、箇所箇所、部分的な建てかえの中で、基本方針の中身で話せるところがあつたらお話ししていただきたいなと思います。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

ご説明いたします。先ほどお話しました検討委員会の組織が色々ございまして、幹事会というところで今のところ話は進んでおります。私は幹事会の後の検討委員会のほうのメンバーでございますので今、幹事会のほうでは各署所の検討がなされておりでその状況を永島参事のほうから回答させますのでよろしくお願ひいたします。

○花田議長

はい。永島総務課参事。

○永島参事

はい。ただいま庁舎委員会幹事会のほうで協議をしている内容を簡単にご説明申し上げます。ただいま、今年度行いました調査業務、現状の消防署所の施設の耐震強度であったり、劣化の状況をまず確認をしております。その結果の概要につきましては、耐震強度は、赤間出張所については消防署所に求められる耐震強度を十分持っているという報告を受けております。他の消防署所につきましては、大島分遣所を除きまして、今後、若干耐震強度が不足している部分がありますので、必要な補強工事を行えば、その強度は保てるという報告を受けております。

また劣化状況につきましては、先ほど議員もご指摘されましたとおり、築歴 44 年から出張所につきましては、30 年程度期間がたっているというところで、それ相応の劣化が進んでるというような形で報告をいただいております。

それから、今、幹事会の方で検討している内容ですけれども、それぞれ消防署所 5 施設の、長寿命化をする場合、建てかえる場合、建てかえる場合には現状の敷地で建てかえる場合と別の敷地で移転して建てかえる場合、そういう形のパターンをつくりまして、それぞれにかかる費用、それから消防力がどういうふうに機能が保てるのか、そういうところを総合的に検討しながら、今後の方向性を協議している状況になっております。以上です。

○花田議長

北崎議員。

○北崎議員

この問題については、ある程度政治的な判断も必要でしょうから、組合長の方からご答弁頂きたい。

○花田議長

原崎組合長。

○原崎組合長

答弁いたします。庁舎整備についてであります。今、消防長、永島参事からも答弁がありましたように、私も消防長と同じ検討委員会のメンバーでありますし、今、幹事会のほうで協議させていただいております。そして先月、昨年の7月から調査業務委託をしておりまして、その報告が上がりましたので、今の幹事会レベルで精査しており、間もなく、この検討委員会で組合長、副組合長並びに消防長、事務局長が入ったところでの検討の段階に入ってまいります。

今、ご質問いただきましたので、現段階でお答えできる範囲でさせていただきます。

大島がほとんど耐震に耐えられない状況であります。赤間については大丈夫。それ以外残りの3施設につきましては、何とか長寿命化をかけられれば、建物等はいけるんだけども、特に人口が増加している福津消防署につきましては、今回も最低限必要なところは、今、定例会で上程して予算をご審議いただくことになっております。敷地が狭いとか、建て替えや移転等も含めての検討は出来ているものと思われます。

そういった中で、今後、福津消防署は喫緊に対応しなければならない施設であるため、長期間を要する消防本部の庁舎整備ですけども、分署から格上げとなった福津消防署の消防機能の充実を期待する地域住民の意向に沿うことも、非常に、大切なことだと思っております。

それぞれの5つの建物がございますので、北崎議員が冒頭で通告いただきました今回の本旨であります、宗像圏域市民の安心・安全をしっかりと担保していくような、消防整備をしていく、そこには財政負担が伴ってまいりますので、構成市で負担となりますのでこの辺の負担をどのように考えていくのか、今後検討委員会のほうで、しっかりと協議させていただきまして、回答させていただきます。もうしばらくお時間をいただきたいと思っているところでございます。またその検討の経過につきましては、場合によりましては、全員協議会等も開かせていただきましてご報告できることも考えております。

○花田議長

北崎議員。

○北崎議員

よろしくお願ひいたします。

次に大量退職に向けての取り組みと、新規採用者についてということで一括してなんですけど、私も調べました、この 3 年間で 24 名の方ですかね。僕も消防士だと思ったんですけど、頂いた資料の中では消防吏員と書いてあったので、僕も改めて調べました。消防の方たちの研修から訓練体制ですね、そういう意味で高い専門性と強靭な肉体を保つ訓練が必要だと私も考えています。

そこで、先ほど言わされた中で、消防学校に結果的に 8 カ月入られます。そのフォローアップ体制ですね、つまり、ぎりぎりの定員で採用されてらっしゃるのか、例えば再任用の職員の方もその研修期間中はフォローとして入ってあるとか、そのフォローアップ体制はどうなのかを質問させていただきます。

○花田議長

永島消防長

○永島消防長

私のほうからお答えさせていただきます。昨年、平成 29 年 2 月定例会のときに、先ほどご説明しましたように、定数条例の増員をお願いして、その内容につきましては先ほどご説明しましたように、署の救急隊 1 隊増隊について、本来救急隊は 10 名で運用するわけでございますが、8 名採用させていただいて、2 名につきましては、共同運用前の人員の余力がございますので、そちらの方から 2 名を活用して 10 名でお願いしたところです。

それから先ほど北崎議員からご心配していただきました研修参加が長期になりますので、その間の人的確保はどうかというご質問ですが、それも含めて、条例定数を 151 人という数字に上げさせていただいております。今のところ平成 29 年 10 月のときにご説明した内容では 141 人をベースで現人員でやっていきたいと、当時の現員数と再任用職員で考えております。

再任用を当時は 4 人で計算しておりましたが、来年度、まだ予定ですが若干増えていますので、要は現場業務が確保できる職員と、事務的職員とそれぞれ担当させ、また体調等々もございますので、新規採用職員の確保については、総合的に判断して定員の確保の管理はやっていきたいと考えております。現在のところは 141 人の目標で、あとは再任用職員にお願いして、先ほどご心配していただいた新任職員の技術の伝承も含めて広範囲に、育成指導に当たって頑張るとして考えております。以上です。

○花田議長

北崎議員。

○北崎議員

ありがとうございました。最近思うのは学校現場も市の職員も一緒なんんですけど、新規に採用される方が増えているんですよね。退職される方が多くて。そうなってくるとフォローアップと教育・研修機関が非常に大切だなと。

そういう意味で色々調べてみると救命救急士さん、消防の場合は年に 1 人行かれているみたいなんんですけど、北九州折尾にある、救急救命の九州研修センターも、9 月から 3 月の 7 カ月の研修だったですかね。そのあと、国家試験を受けられて病院実習とかあります。私は職員の研修ということで極力行ってほしいが、予算関係があつたりすると思うので、140 名の方がいらして、1 年に 1 名ずつやったら 140 年かかるんかなと。

救急車の出動回数が非常に増えていますよね。私の母も、一昨年、患って水光会に救急搬送して頂き、多分、救急救命士の方が応急処置をいたいで、助かったんですが、その研修体制と今後、若手の方が多くなるので、増員されるべきじゃないかなと私は思っているんですけど、消防長どう思われますか。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

はい。現在、31 年度予定ですが救急救命士が今 34 年度で 37 名になる予定でございます。そして、予算というのが必要になってまいりますので、一応プロパー職員を年に 1 人、国の方に要望して北九州市のエルスタというところで、約半年間の研修を受け救急救命の受験資格を取らせて、国家試験を通過すると救急救命士ということです。

先ほど北崎議員からご心配頂きました大量退職期が終わりまして、相当救命士の卒業生も増えた関係もあって、採用試験も、消防職の中で、救命士枠を設けて救急救命士を 2 年間続けて採用しまして、そのあたりのフォローも無事に終わりまして、今のところは新人も同じ消防職枠で採用をしながら、やはり救命士の資格を持った者、また受験資格のある職員も増えております。そのあたりの状況も全体的に救命士を確保しながら、今後もし、減っていくようであれば再度救命士枠で採用とか、年間 1 人でございますが 2 人、ぜひプロパーからも救命士への道を増やしていきたいというふうに考えております。あと、救命士につきましては、救急救命士を取って終わりかというだけではなくて、技術の進歩等々についていく必要がございますので、再教育というのが国から義務づけられております。それについては水光会病院、和白病院等で研修を実施しております、何とか今のところはクリアというふうになっておりますので、今後、そういうところも、充実する必要もあるのかなと考えております。よろしくお願ひします。

○花田議長

北崎委員。

○北崎議員

今消防長が言わされたように、消防というのは現場が1番で、研修が2番だと思うんですけど、それが結構並列していってしまう。しかも高度医療とかどんどん時代が変わってきて、それに追いついていかなきやならないというところがありますので、そのあたりはぜひよろしくお願ひいたします。

(3)の広域連携なんですが、先ほど消防長が言わされたことで、ほとんど僕の次の質問が終わってしまったんですが、消防の指令センターの共同運用ということのメリットは何なのかなと考えました。福岡市から粕屋北とか、そういうエリアのところから直接、いろんなところで、共同運用ができるっていうところと人件費とかそういうことももちろんあるんですけど、先ほど事例で私も日蒔野と千鳥の境のところがどうなるかを考えていたら、大体500メートル以内のところでお互い共同すると言われましたが、遠賀側はどうなのか調べてみました。私の住んでいる鐘崎はひびきから波津付近で、よく事故が起きていましたが、救急車はどっちから来るんだろうと思っていたら、そういう共同運用もされてあるということで、色んな運用のパターンで、基本は自前だと思いますが連携して頂きたいと思います。

今後、考える広域連携ということでも私もちよと調べて、よく言われていたのが、はしご車が一つの消防ごとにいるのかなという事です。2億4000万で5年に1回ぐらいメンテナンスしなければならず5000万ぐらいする。粕屋北部にあって宗像に要るかなと。はしご車は高層ビルっていうイメージなんですけど、橋梁の下とか、それから海に向かってとか折りたたみで降りていったりするんですね、そういうふうに考えると本市も海に面しているということで、必要なので、私の質問するこの次のところがなくなりましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。

○花田議長

以上で、5番、北崎議員の質問を終了します。

次に、12番、戸田議員の1項目目の質問を許します。戸田議員。

○戸田議員

おはようございます。議席番号12番、戸田です。発言通告に基づいて本日は2項目消防事業と水道事業について質問します。まず、最初に消防事業についてです。

1 当面の車両や人員体制の強化の計画について

(1) 現時点での車両・人員体制強化の具体的な計画と実施時期について。

2 救急隊の現場到達の時間の経年推移（過去 5 年間）と今後の見通し

- (1) 時間は短縮できているのか、長くなっているのか。
- (2) 短縮できていないとすれば、今後の計画を考えておられるか。

3 「消防力の整備指針」に基づく算定数との差についての評価と今後の計画についてであります。以上、よろしくお願ひいたします。

○花田議長

戸田議員の 1 項目目の質問に対し執行部の答弁を求めます。永島消防長。

○永島消防長

はい、消防長の永島でございます。私から一つ目の項目であります、当面の車両や人員体制の強化の計画についての現時点での車両人員体制強化の具体的な計画と実施時期についてお答えをさせていただきます。

宗像地区消防本部は住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するために迅速かつ効果的に対応できるように、宗像地区消防本部消防力整備計画を策定しまして、消防力の強化を図っております。その中で、具体的に計画しておりますのが、先ほど北崎議員の一般質問でお答えいたしました内容と重複いたしますけれども、まずは平成 32 年度に福津消防署に救急隊を増隊いたしますので、これに伴う救急車の増台と人員増でございます。それまでの計画としましては、救急車は現在 5 台で、今年度末に赤間出張所に配備しております救急 3 号車を更新しますので、これまで使用していた車両ですね、非常用として活用予定でございますので、今年度末の救急自動車は 6 台となります。内訳は、常用の救急自動車 5 台と非常用の救急自動車が 1 台でございます。

平成 31 年度につきましては、救急自動車の更新計画はございませんので、同じく 6 台で運用いたします。平成 32 年度には福津消防署に新たに配備する救急自動車の購入と津屋崎・玄海出張所に配備している救急自動車の更新を予定しておりますので、2 台配備できたところでそれまでの非常用の救急自動車は廃棄する予定でございます。

従いまして、常用の救急自動車が 6 台、非常用救急自動車が 1 台、合計 7 台の救急自動車を運用する計画を現在持っております。ちなみに非常用の救急自動車とは、常用の救急自動車が車検や整備、あるいは緊急消防援助隊として、常用の救急自動車が出動した場合や、大規模災害などが発生したときに、臨時に運用する非常用の救急自動車でございます。車両につきましては従来から更新した後の救急自動車を活用しております。

人員につきましては平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 カ年で 8 人の増員計画でございます。増員に関する定数条例の改正は平成 29 年 10 月の定例会で既に議決をいただいております。

次に、救助隊の設置が必要となつてまいりますので、平成 31 年度に、救助工作車に変えて、消防ポンプ自動車に救助資機材を搭載した消防車両を配備予定でございます。

それには救助技術を習得した隊員を搭乗させた消防隊と救助隊員を兼務した救助警防小隊を配置いたしますので、新たに救助工作車は購入いたしません。

これは消防力の整備指針が示した地域実情に準じたものということになっております。なお、消防車両等の更新につきましては、財政負担の平準化等を目的に、消防車両等の更新計画を作成して計画的に更新をしております。

次に大きな2つ目の救急隊の現場到着時間の経年推移、過去5年と今後の見通しの

(1) 時間は短縮できているのか、長くなっているのかについてお答えをいたします。

救急隊の現場到着時間につきましては、覚知から現場到着までの平均時間は、平成26年で7.1分、平成27年で8.1分、平成28年で8.3分、平成29年で8.7分、平成30年で8.8分となっております。これは、平成26年から連続して救急件数が増加しまして、過去最高を更新し続けていることが影響しているものと分析されます。

なお、平成29年の全国平均は8.6分ですので、消防力整備計画のアウトカム指標に掲げております、全国平均より平成29年で0.1分、平成30年で0.2分遅くなっています。

続きまして(2)短縮できていないとすれば、今後の計画はについて、お答えをいたします。先ほどと重複いたしますが、平成31年度には救急隊5隊と救急自動車6台、平成32年度福津消防署に救急隊を増隊する計画でございますので、救急隊6隊と、救急自動車7台で対応する予定でございます。

3の消防力の整備指針に基づく算定数との差についての評価と今後の計画について、お答えをいたします。車両の緊急自動車につきましては、先ほどお答えいたしましたとおりでございますので、平成32年度までに目標の算定数に充足をいたします。詳細説明をいたしますので、お手元の消防力整備計画の最終ページ、施策体系1の資料2をお開きくださいませ。

(2)の車両人員の表をご覧ください。この表で算定数に対して整備数が充足していないのが、救急自動車と救助工作車、それから非常用の救急自動車でございます。

平成30年度までに救急自動車を更新し、これまで使用していた車両を非常用救急自動車として運用いたしますので、非常用救急自動車の算定数1台に対し整備数が1台となりまして充足いたします。

次に、救助工作車につきましては、平成31年度に救助工作車に変えて消防ポンプ自動車に救助資機材を積載した消防車を配置する計画でございますので、消防ポンプ自動車の更新後に、救助工作車の算定する2から1台を減じた1台となりまして、減じた理由を備考欄で消防ポンプ自動車の代替運用と明記をいたします。

次に、救急自動車につきましては、平成32年度福津消防署に新規に救急自動車を配備した段階で救急自動車の算定数6台に対し整備数5台から1台増の6台となりまして、各車両の算定数に整備数が充足することとなります。

従いまして、平成32年度福津消防署に新規救急自動車が運用開始をしたところで、

算定基準の算定数合計が 21 台、整備数の合計が同じく 21 台になりまして、消防車両、緊急車両でございますが、これは 100% 充足することになります。

しかし、車両は充足いたしましたが、運用する人員につきましては、今後構成市と協議を進めて検討を行っていきたいと思います。以上でございます。

○花田議長

戸田議員。

○戸田議員

ご丁寧な説明をありがとうございました。質問の 1 番目、2 番目ですね、現状の確認をさせていただきました。救急車については、平成 32 年度は 6 台になりますよと。今まで使っていた分を、非常用にしますよということで、それを 1 台と見るのかどうか、後で補足をしていただきたいと思います。常時 6 台体制なのか。6 台体制プラス 1 なのかどうかという、その辺の人の運用もあると思うんですね。

それともう一つは人員体制ですね、先ほど北崎議員さんとのやりとりで、確か人員体制はプラス 8 名と聞いたと思うんですが、その辺のところちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

はい。お答えいたします。定数条例内の人員は 8 名増で計画をしております。救急車を運用するには 10 名必要でございますが残り 2 名につきましては、共同運用前の人員が 8 名おりまして、その分の今 6 名が福岡市のほうに共同運用の支援要員で派遣をしております。そこで 2 名の余力がありますので、その 2 名を充てて増員し 10 名の予定で救急隊を運用したいというふうに計画をしているところです。

それと 6 台の運用につきましては、常用として 6 台を考えております。先ほどご説明しましたように非常用というのは、あくまでも車検整備の場合とか、6 台出でいて、大規模災害でどうしても現場へ出動となれば、例えば今日の時間であれば、毎日勤務者を急遽緊急の勤務体制にして運用するというふうに考えております。

ですので常用はあくまでも 6 台。特別の場合、もう 1 台、人員を確保して運用するというような考えを持っております。以上でございます。

○花田議長

戸田議員。

○戸田議員

消防力の整備指針というのは、私もいろいろ調べてみたんですけども、消防組織法第4条に基づいて、市町村が目標とすべき消防力の整備基準を示すものであり、市町村においてはその保有する消防力の基準を総点検した上で、この指針に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に沿って、体制を整備することとなっています。

先ほどのご説明で車両についてはですね、算定数と整備数がイコールになっちゃうということですが、人員のところですね、人員のところがこの先ほどご説明いただいた消防力の整備計画の1番最後のページに載っていますけども、現状では算定数180名で136名ということになります。これ充足率76%ですね、これが平成33年度ですかね、そのプラス8名、10名になりますから、146名、180分の146名ということで、充足率が82%ぐらいになるということだと思うんですよね。

この辺について、やはり人の手配というのは、大変だと思っているんですね、特にこの表を見ますと、交替制勤務職員と本部職員ということで区別して書いてあります。

特に緊急時に、実際に出動するのが交替制勤務職員、ここが主力部隊だと思っています。よって、特にこの交替制勤務職員数はこれでいいと算定数143に対して98なんですね。だからトータルの充足率をさらに下回る69名と言うことで、さらに低くなっているんですね、私はそういう意味でいうと本当に出動するこの最前線のところの人員不足。不足と言っていいのかわからないですが、その辺の実態が極めて気になるんですけども、ここの部分について、何かお考えがありましたらお願ひいたします。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

現在のところ救急隊もそうなのですが、消防隊と兼任をさせたり、現場のほうで人の不足等があった場合は、毎日勤務職員が現場に入って、それぞれが全員で業務をやっていこうという意思疎通ができるております。仮に今本部の事務があっても、忙しい時期があれば、署の職員が応援に入ってもらえるし、署のほうの病欠とかあっても、その間は臨時で毎日勤務職員が当たってとにかく現状でやっていこうというふうなところで、この32年度増員もお願いしておりますし、救急のほうも増加しておりますけども、救急隊も増隊予定でございますので、まず31年度の今後の救急件数とか、現場到着時間が遅延するようであれば、その時になってご相談をしたいというふうに考えております。

特に、今回、福津署のほうには救急隊を専任で置くことを考えております。その場合はもう1隊の救急隊は消防隊と兼任でございますが、例えば救急隊2隊で救急車2台と消防車1台を災害種別に応じて、乗りかえ運用することも想定して現在署所の職員に、

消防隊の教育を併せて準備しております。

○花田議長

戸田議員。

○戸田議員

全員で意思統一して、本当にやりくりされているんだろうなと、随分言葉選んで苦労して色々やつていらっしゃるなっていうのがこの数字から見ても、感じたのですから質問させていただきました。消防ポンプ自動車の場合でも、算定人数がこれに基づき、78名に対して 52 名ということで、充足率 67%なんですね。だから、さらに充足率という数字で見ますと、かなりぎりぎりというか、大変な人数かなというふうに思っています。それでちょっとご質問したいんですけども、国の整備指針の第 27 条を見ますと消防ポンプ自動車に搭乗する消防隊員数は消防ポンプ車 1 台につき 5 人とすると。但し書きで、ホースを延長する作業の負担を軽減する機材があったら、4 人でいいとか、色々但し書きはあるんですけども、実態が一体、どんな資材があれば、4 人でぎりぎりの状態かなっていうのが気になっているんですけど、その辺の消防ポンプ車搭乗の人員の実態っていうのはどんな具合になっているんでしょうか。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

あくまでも国の指針でございますが、消防ポンプ車 5 名運用が通常の運用です。その中で地域の運用の現状がありますので、うちは福岡に見習って共同運用でございますので、2 台 2 線ということで、消防車 2 台で 2 線を出すというような連携の基本方式を考えております。要は、ポンプ車が防火水槽とか消火栓に水利部署をして、タンク車を火災の際に直近して、水を出している間に中継が入って 2 本を出すというような形を一つのスタイルにしております。その場合に、先ほど戸田議員さんが言われたようにホースの延長の際には電動のホースカーとか、そういった長距離。ホース延長ができる機材を搭載しておりますので、そのところを 5 名と 3 名の運用とか減じるところがございますので、そういったところで今減じた現有台数に応じた算定人員になっておりますし、乗りかえ運用で現状をやっておりますので 70%前後の充足率でございますが実際には現場に支障がないようにやっているところでございます。

○花田議長

戸田議員。

○戸田議員

私が感じるところ本当にぎりぎりでやってあると思います。そういう意味で言うと人員体制の充実は急がれると思います。車両の充実の問題ですが、さきほど 100%にはなりますよということで、救急車の捉え方なんですね、実際は 6 + 1 という考え方でいいのかなあと思っているのですが、現実的には国の指針の第 13 条では人口 10 万人を超える市町村にあっては 5 台。おおむね 5 万人を超えるごとに 1 台加算した台数を基準となっています。福津市と宗像市の合計人口は 161,816 人ですね。この人口数で考えると救急自動車が 6 台あって当然なんですね。

むしろ今回、配置が少し遅かったのではないかと、15 万超えていませんから 6 台体制をオーバーしている状態だと私は考えます。水道ビジョン 2027 の将来見通しの人口がありますが、福津・宗像の合計人口増が平成元年、37 年度ベースで 6 年くらい早く人口増が来ているということなんです。本当は 7 台あってしかるべき状態だと思っています。6 + 1 だからいいのではという話もありますが、実際対応する人口は 7 台ないと 6 台常時では無理があるよと言いたいのですが、どうでしょうか。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

あくまでも数字の目標でございますので、仮に 100 人の市町村があれば 1 台で始まるということを考えますと 16 万でありますので、まずは 6 台の目標数値を上げておりまして、それからまず、32 年度に充足をすると、人口は 15 万からオーバーしておりますが、まずその時点で、先ほど申しましたように、救急の件数の状況とか現場到着時間が遅延するようなことであれば、再度、基準の算定数をぜひ 7 台に上げて目標数値を挙げて、住民の皆様の生命身体を守らなければなりませんので、その考えも必要ではなかろうかと。現在のところはまず、6 台を要望しております 6 台で何とかやっていきたいと思います。また非常の災害で長時間出るような場合があれば、当然車両乗りかえで対応しておりますから、現在車庫に余るような状態があります。その場合は非常招集をかけて職員を参集させて次の災害に備えるというような体制をとっておりますので、とにかく消防力を維持してやっていきたいと思っております。

以上です。

○花田議長

戸田議員。

○戸田議員

私は本当に皆さんのが頑張っておられると思っています。足りないところを足りないと
いう言い方も難しいんです。ぎりぎりだよねと言いたいわけですよ。消防もその人口は
5万人に1台というこれ目安なんですね、目安なんだけど目安には理屈があって、大体
5万人に1台と、ところがもう既に16万だからね目安の1万人ぐらいでてるよという現
状を踏まえて、今後考えていかなければいけないということを言いたいがために救急自
動車の例を出させていただきました。

次に移りますけれども、平成29年度の宗像地区事務組合の会議録を見ますと、先ほ
ど、消防長さんがご説明されましたけれども、救急出動の件数は、人口増等高齢化のた
めに増えていますと、いうふうにおっしゃいました。現実的に到着時間っていうのが、
先ほどご説明があったように、5年間ずっと伸びているというのが今の実態です。それ
で、ご質問なんですけども、消防力整備計画で見ますと、平成33年度までの目標を8.3
分、救急患者の病院収容所要時間31.7分というふうに、目標を定めていますけれども、
達成できる見通しなのか、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。見通しがある
としてこの数字が入っていると思うんですけども、その辺の数値の根拠なりですね、
ちょっとご説明をいただければと思います。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

現場到着時間につきましては先ほどもご説明したとおり、まずは6台目標でやってい
きたいとの考え方であります。あと、ちなみに病院の収容時間が平成29年度は
31.6分です。全国のほうが39.3分ということで、宗像地区は非常に医療機関に協力し
ていただいて、病院収容時間の全国平均より早い時間を示しております。

平成30年は病院収容時間の平均は32.6分でございます。全国的には恵まれた福岡地
域ではなかろうかということを含めて、今後、戸田議員さんがご心配していただいてお
ります1台当たりの救急件数も、今のところ1277件でございますが、32年度になります
と若干減ることが想定されますし、32年度を目標に、そのときの状況に応じて必要が
あれば、当然、増強もしなければということが考えられます。

特に福岡都市圏におきましては、全国的にもベスト10ぐらいの人口1000人当たりの
職員数とか、1隊当たりの救急隊の出動件数は非常に多い地域であります。

福岡地域はMC協議会という医療協議会がありますが、その応援も頂いて、病院収容
時間その他も含めて、また隊員の研修も充実しておりますので、そのソフト面で今、何
とか対応しているというところでございます。

○花田議長

戸田議員。

○戸田議員

平成 30 年 2 月のここの議会の議事録を少し読ませていただきました。

当時消防事業について一般質問がありまして、そのときに署長さんが、答弁されていますが、議事録を見ますとね、「やり繰り」っていう言葉が何度も出てきて、「厳しいやり繰り」と言うことで、本当に大変さが議事録から伝わってくる感じがしたんですね。今回これをしようと思って取り上げました。

それで質問なんすけれども要するに、人員体制の充足率ですね、先ほど言ったように現状で言うと、今の増員の目標としても、82%ぐらいなんですけども、これを今後どのくらいのペースで 100%に近づけていくか、その辺の計画はどうでしょうか。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

32 年度までは目標を作っております。先ほど申しましたようにこの 32 年度救急隊を増隊し、車両も 100%満足しますが、その時の整備台数に対する人員は 190 人になり、現職員数は 141 人こちらが 32 年度末までの我々の消防力というふうになります。

今後、先ほどと重複しますが、増隊後の救急の件数とか救急隊の現場到着時間等々を考慮いたしまして、人的なことや費用負担もありますので構成市と協議しまして、ぜひとも組合長及び副組合長とご相談させていただいて今後検討をさせていただくということでございます。よろしくお願いします。

○花田議長

戸田委員。

○戸田議員

消防についてのまとめをします。消防隊は市民の生命、身体及び財産を守るために、日々職務を全うされていると思います。敬意を表します。しかしながら、今やりとりさせていただきましたけども、車両や人員体制というのは、必ずしも十分と言えない状態であり、私はかなりぎりぎりな状態で、現場での奮闘に支えられているのではないかと思っています。そういう意味で、消防体制の充実が本当に求められることだと思っています。宗像市・福津市それぞれの自治体では、地域では、自助共助のかけ声で自主防災組織の組織化や避難訓練等が行われています。しかし最終的に、災害の対応は災害対策

の最前線である消防力であると私は思っています。

消防力を強化するためにはこの構成市である自治体の長である組合長と副組合長の役割というのは極めて重要だと考えています。消防力の整備指針も、私はこの整備指針も基準としては、最低限なものじやないかなとそのように思っています。

そんなことを踏まえて、消防力についてまとめとして、組合長に今後の消防力の強化について最後に見解をお願いいたします。

○花田議長

原崎組合長。

○原崎組合長

戸田議員、大変貴重なご質問であったと思います。大変勉強にもなりました。

日頃より宗像地区事務組合の事業といたしまして、この消防事業があるわけです。

そしてその現場を司っているのが、この宗像地区消防本部でございます。そして、人口が増えている地域であります。先ほどご指摘がありましたように、もう16万を超えておりまして、その中で、車両の整備そして人員体制の整備、特に火災もありますけどもやはり高齢化に伴いまして救急体制の整備、この構成市であります福津市・宗像市で今後ともしっかりと市民の皆様の安心安全を守るために必要だと思っております。

そういう中で、国の指針というのは高うございまして、これを本当に充足している体制をとっている所はそんなにないわけですが、それでもやはり指針というものがございます。順次人口増、救急出動の増に伴いまして、この宗像地区事務組合も、宗像地区消防本部も体制の強化に務めさせて頂いているところでございます。

今後、しっかりと議員がご指摘になられましたように、今の庁舎等の検討委員会も、先ほど北崎議員の質問にもありましたし、それから補うということで広域連携も、特に柏屋北部とやっておりますけども、近接いたします鞍手地区や遠賀地区とも広域連携によりまして、十分やっていく必要があると思っております。

議会の皆様におかれましては、その都度ご報告させていただき、ご相談をさせていただくこともあるかと思いますけども、どうかご理解、ご協力賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○花田議長

戸田議員の2項目目の質問を許します。どうぞ。

○戸田議員

では次に、「水道事業について」に移ります。昨年の12月6日に国会で水道法等の改正案が成立しました。改正法は、安全性・安定性の後退や水道料金の値上げなどが危

惧されること、また水道事業の広域の拡大など、私は問題点があると思います。この方向で国や県の指導で推進されたなら、当組合事業にも大きな影響をもたらすのではないかと考えます。そこで、今回、

1 水道法の改正と当組合への今後の影響度についてどのように捉えていますか

- (1) トップダウン方式の広域化
- (2) 民営化
- (3) 委託による技術継承の問題点などについて

2 水道料金の体系の評価と今後の料金改定の見通しについての考え方についてをお願いいたします。

○花田議長

戸田議員の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。原崎組合長。

○原崎組合長

2項目目、水道事業の今後について、まず1番の「水道法の改正と当組合への今後の影響度についてどのようにとらえているかということについて」ご回答申し上げます。今回の水道法の改正は大きく新聞にも報じられております。この趣旨は、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化並びに深刻化するこの人材不足等の水道が直面いたします課題に対応するということで、水道事業の基盤強化を図るために行われたものとの認識でございます。そして議員ご質問の水道法の改正とそして当組合の今後の影響についてどのようにとらえるかについてであります。この現在の組合の水道事業でございますが、平成22年に効率的な水道事業経営を目指しまして、全国的にも先進的な垂直統合によりまして新たな水道事業が開始いたしました宗像地区事務組合でございます。この統合が先駆的な水道事業の広域化と捉えております。

また、水道料金の抑制並びに安心・安全な水の安定供給、これを持续していくために、平成28年4月より、浄水場の維持管理、水道施設の工事、水道料金の徴収及び検針業務等について、さまざまご議論いただきましたけども、こちら北九州市へ包括的委託を開始いたしましたのが平成28年の4月からでございました。

このことによりまして減少する職員の技術継承についての問題は、ほぼ解決したと考えておるところでございますけども、内部そして外部を含めた研修会へ積極的に参加することで、この組合職員の技術の継承についても、今後とも取り組んでまいります。

また、今回の水道法の改正で、各種メディアで取り上げられています、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組み、いわゆるこのコンセッション方式でございます。こちらがこの水道法の改正で導入されました。既に議会、そして計画、予算、決算、建設改良工事の契約及び固定資産の管理以外の業務は、本事務組合では北九州市に包括的に委託しております、当面こ

の委託形態は継続することとしたとしていることから、新たに、この民間業者のコンセッション方式による民営化というものは考えていないということでございます。

それから、2番、水道料金の体系の評価と今後の料金改定の見通しについての考え方を申し述べさせていただきます。

この現行の料金体系は、平成21年9月に当時の宗像地区水道企業団、宗像市及び福津市の三者で締結した「宗像地区における水道事業の統合に関する基本協定」に基づきまして、平成24年4月1日から料金を統一しているところでございます。

この料金の統一に当たりましては、平成22年の7月に審議委員8名からなる、水道事業運営審議会に、当時組合長でありました小山組合長より、効率的な事業経営と水道料金の低廉化を目指した水道料金のあり方を旨とした諮問を行いまして、平成23年8月に答申を審議会から得ております。

水道料金のあり方についての答申の当時の骨子といたしまして、まず一つに、平均改定率7%程度の水道料金の値下げが妥当なものと判断するというものが答申の一つ目、料金算定期間は平成24年から平成28年度の5年間が望ましいということが答申の二つ目、答申の三つ目が、新料金の適用は、平成24年4月使用分から適用されたい。合計この3点が答申としてあがっておりました。

この答申を受けまして、平成24年4月より、料金の統一及び減額改定7.66%を盛り込んだ新料金体系を適用いたしております。その後、消費税率改定以外の料金改定は行っておりませんが、平成29年度までの営業期間の当組合の経営状況を示す経常損益は全て利益を生じる決算となっております。

ご質問への回答にもなりますが、以上の点から、現行の料金体系が当組合の経営に見合ったものであると評価しているところであります。

次に今後の料金改定の見通しについてでございますけども、平成29年度策定いたしました平成39年度までの新水道ビジョン2027、及び経営戦略におきましても、財政計画上の収益的収支では、収入が支出を上回る試算となっております。以上の理由から、今後10年間は健全な事業経営を維持するために現行の水道料金は改定しない。消費税率変更に伴う改定は除きますが、現行の水道料金は改定しない見通しとなっております。

以上でございます。

○花田議長

戸田議員。

○戸田議員

随分まとめて答弁していただきました。広域化と民営化と水道料金というようなことで、まず広域化、この事務組合自体が先駆的な、広域化をされたということはわかっているんですけども、要は今回の水道法の改定に伴って、広域化がさらに推進促進され

るのではないかという、危惧を持って質問をしています。

ここに福岡県の水道ビジョンの骨子というのがあります。31年の2月に出た骨子案があるのですが、これを見てみると、言葉として、広域化による水源の集約一元管理、当然言葉でそういうふうに書いているんですね、ご承知のとおり、今まで福岡県を四つの圏域に分けてやっているんですけど、この圏域のみならず都道府県の圏域も越えた連携、という文言まで入っているんですね、今まで広域化について言うと、県のスタンスは地方自治体側から都道府県に対して、広域化計画を要請できるとなっていたんですけども、今回違うのは、県は主導的役割を積極的に果たして推進すると。

この中でも書き方としては、いろいろ事業をやっているところに支援とか、積極的に県としてはその役割を果たすということなんですね。

今回改定された水道法の中で、ちょっと私、気になるのは、新設された第5条の4の中に書き加えられたんですね。都道府県は広域推進の協議会を組織してやりますよと。問題なのは協議会の構成員となった市町村は、その協議結果を尊重しなければならない。こういう文言が入ったんですね、これがね私今までとちょっと違うなと。

つまり、県が主導して開いた中で決めたことは、尊重して下さい。というところで各単位事業体が、大きく広域化に組み込まれるんじゃないかということをちょっと心配をして発言をしました。だから、今回の水道法の改正で大きく、今までの広域化は市町村が県に行って申請できましたよねというのが、県が主導的に行っていふうになったというのは大きく舵が切りかえられたという認識が必要じゃないですかねっていうことなんですね。いかがでしょうか。

○花田議長

原崎組合長。

○原崎組合長

今、おっしゃいました、法改正の第5条の4です。福岡県内も60市町村ありますね、政令市が2つありますけど。本当にこの水道事業は先ほど第1答弁でもいたしましたように、宗像地区事務組合は宗像市・福津市で構成しておりますがこの広域化の取り組みは本当に先駆的なものです。今回の法改正というのは、これも先ほどお答えしましたように老朽化であったり、水道事業の過渡期でありますけれどもそういった中で、市町村単体で水道事業をやっているところもまだまだありますから、より広域化を進めるために都道府県のほうが主体となって各市町村自治体のほうに、求めることができるというのがこの法改正第5条の4だと思います。宗像地区事務組合におきましては、すでに人口16万有する圏域になっております。今後、県のほうから、より広域化を進めるようになことが宗像事務組合に求められるとは考えておりません。

○花田議長

戸田議員。

○戸田議員

私自身も広域化が、全部だめだというふうには全然思っていません。ただ、広域化にすると水を遠くに運んだりしなければいけないので、当然電気を使ってエネルギーが必要だとか大きな管が必要だとか、塩素の管理の問題だとかいろいろ問題が生じますよね。災害が起きると、その影響度合いが広くなるだとか復旧に時間がかかるだとかそういうのがあるんですね。これは私の考えなんですけども、水の事業というのは日本には良質な水がたくさんありますので、そこをうまく利用した地域分散型のシステム、これが1番日本にあってるというふうに考えているので、広域化がさらに広がるということに対しては、ならないようにしたいなという思いで、今回質問をさせていただきました。

法律の改正で、広域化についての国や県のとらえ方が変わってきてるよっていうことだけきちんと確認をして、県とも話をするでしょうし、国との協議というこのスタンスですね、大事じゃないかなっていうふうに思っています。

次に民営化についてです。組合長さんが今の時点では考えていないと答弁されました。皆さんもご承知のとおりヨーロッパで一度民営化したけども、再度、公営化しているという大きな流れがあります。水というのは商品じゃありませんので、そのところはきちんとということあります。

次は技術の継承の問題です。これも民営化にかかわるだけじゃなくて、やはり事業を委託するということに伴って、自前で例えばモニタリング機能の維持の問題だとかそういう問題がどうしても生じてくるんですよね。だから、今、現状でもカバーして大丈夫っていうような、組合長のお話だったと思うんですけども、これも平成29年10月の事務組合の議会で北九州に包括委託している、そのことがご議論になった時に、監査委員の方が「やっぱり技術のことは技術屋さんしかわからないんで、自前の技術力を持つことが必要だ」というふうに答弁されているんですけど、その辺について再度、もう少し詳しく自前の技術力保持について、今こう考えているということを、ご答弁いただければと思います。

○花田議長

神山事務局長。

○神山事務局長

事務局長の神山でございます。北九州市に包括委託しておりますが、通常の業務等について、いわゆる工事等について、心配はないというふうな判断でおる所でございます

が、自前の技術力といいますと、やはり私ども当初合併のときからこれ以上のプロパー職員の採用は控えようとかというような形の中で、今現在、福津市・宗像市から派遣職員を中心にやってきておりますので、私はそれぞれの市役所に技術職員の派遣を要請するなり、また、事務組合での北九州市と連携した職員の研修なり、技術の向上を目指していくというところを今、実施しているところでございます。以上です。

○花田議長

戸田議員。

○戸田議員

私もまだ勉強も足りない部分があるので、これ以上は今後の一般質問の機会にさせていただきたいと思います。

最後に水道料金についても、組合長が現状が今の事務組合の経営に見合っているので、今のところ 10 年間は改定しない方針ということで明言されました。私もこの水道ビジョン 2027 を読みますと市民の方にアンケートをとって、水道料金どう思っていますかというような事を聞いてあります。多くの方がそれに対して 62% ぐらいですかね。

やっぱり高いというふうに率直に答えられています。ただ災害時の対応のために計画的に施設整備してほしいと。進めるのは良いけど水道料金は、極力抑えてほしいというような方が 82%、そういう答えもされているんですね、本当にこのあたりの部分について、そうは言っても高いという部分をどうするのかなっていうのは一つの課題としてあると思うんですね、これにも書いていますけれども、月 20 リットル当たりの料金で言いますと、県内 50 団体中、ここが 15 番目に高いだとか福岡地区内でもですね、12 地区あるんですね。上から 3 番目だとか、そういうのもありますので私自身としては、例えば北九州との包括委託料の再交渉とか、何かそういうことも含めてできることはないんだろうかという問題意識を持ってるんですが、これについてちょっとご答弁できるのであればお願ひいたします。

○花田議長

神山事務局長。

○神山事務局長

高いと言われているという認識はしております。少なくとも、経営の効率化ということは目指してやっているところでございます。また、今福津市の人口が伸びているところでございますが、いつかまた人口減に変わるかもしれない、将来的な予測も含めまして、それに伴う老朽管の改修等も控えておりますので、今、現在の水道料金を維持していきながら、そういう施設の整備等に振りかえていきたいと考えているところでござい

ます。

○花田議長

戸田委員。

○戸田議員

もちろん経営、経済性の効率っていうのはあると思うんですけども、もともと、私たち一部事務組合の大目的は住民の福祉をどう向上するかというこれが基本点にあると思います。まとめとしますけれども私自身も、これからですね、住民に対して、きれいな水、豊富な水、安い水を供給するために、事務組合議員として頑張ってまいりたいと考えています。そのことを申し述べまして、私の一般質問を終わります。

○花田議長

これで戸田議員の質問を終了します。ここで暫時休憩といたします。

再開は 11 時 45 分とします。

< 休憩 >

○花田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、9 番石松議員の質問を許します。石松議員どうぞ。

○石松議員

9 番議員の石松でございます。今回大きく 2 項目について質問をさせていただきます。水道事業の当面の課題と今後の展望についてお伺いします。

1 久末ダム及び東部浄水場の用途廃止について

このことにつきましては、後でお昼から予算審議のところでわかることですけれど久末ダム及び東部浄水場が今回資産から除却されておりますので、質問はしなくてもいいかわかりませんけれども、通告しておりますので、質問させていただきます。

(1) 水道ビジョン 2027 にも記載されておりますが、現在、久末ダム及び東部浄水場は休止しており、将来見通しで平成 29 年度から 39 年度の 11 年間の人口と水量の推移を推計した結果、水源計画合計 4 万 5000 m³の水源水量に対して平成 39 年度の、1 日最大給水量は 4 万 3100 m³となる見込みです。

また水利権についても平成 31 年 3 月末で切れる予定とのことでありましたが、水利権の問題はどのような結果になったのか、お伺いいたします。

(2) 久末ダムがなくても十分に水量は充足するわけであり、仮に水利権が切れた場

合には久末ダム及び東部浄水場は、速やかに用途廃止の手続を行い、宗像地区事務組合の資産から除却の手続を行うべきと考えますが、見解をお伺いしたい。

(3) 同組合の資産から除却されると、毎年支出しております約 600 万円程度の維持管理費は不要になると考えますが、見解を伺いたい。

2 水道事業の経営戦略についてお伺いをいたします。

水道事業経営戦略に記載されておりますが、水道事業の経年化、老朽化について、浄水場の構造物は法定耐用年数 60 年を経過していないが、電気設備、また機械設備は約 44%が法定の耐用年数 15 年を経過している。管路も老朽化が進行しており、約 25%が既に法定耐用年数 40 年を経過しており、将来的に法定耐用年数を経過する経年管が、約 26%（20 年超～40 年）あります。今後、計画的に更新をしなければ、老朽化が急速に進行する恐れがあると記載されております。

そこで、今後 10 年間の課題としては一つには経年化・老朽化の進行が問題点としてあり、老朽化した水道施設、主に設備と管路の計画的更新が必要とされております。

二つ目には、耐震化の停滞が問題点として挙げられており、構造物、これは浄水場、また配水地ですが、これの耐震化及び更新に合わせた管路の耐震化が課題として挙げられております。問題は平成 30 年度から 39 年度の 10 年間で、投資額は約 103 億円となる見通しでありまして、それに見合うだけの必要な財源を確保できるかがポイントであると考えますが、執行部の見解をお伺いいたします。以上です。

○花田議長

石松議員の 1 項目目の質問に対し執行部の答弁を求めます。神山事務局長。

○神山事務局長

石松議員の 1 項目目、水道事業の当面の課題と今後の対応についてということで久末ダム及び東部浄水場の用途廃止について（1）水利権についてお答えいたします。

現在、許可を受けている 2 級河川西郷川の水源については、28 年度から休止されておりまして、平成 31 年 3 月 31 日、本年度をもって許可期限満了・廃止の予定でございます。よって現在、取水口の廃止閉塞に係る協議を福岡県と協議中でございます。

(2) 除却の手続についてお答えさせていただきます。久末ダム及び東部浄水場等の用途廃止については現在も福津市と協議を継続して行っています。平成 31 年度予算書にも除却費を当組合としては計上させていただいておりますとおり、年度内に用途廃止除却を行う予定しております。

(3) の除却後の維持管理費についてでございます。議員ご指摘のとおり、維持管理費の支出について、除却後は不要となります。しかしながら福津市からの要望により、平成 31 年度経費については福津市の費用負担により当組合で今までどおり管理を行うことと協議が整いましたので予算計上させていただいているところでございます。

続きまして 2 水道事業の経営戦略についてご回答させていただきます。

平成 29 年度に策定した新水道ビジョン及び経営戦略、期間については、平成 30 年度から 39 年度の 10 年間でございますが、経営戦略に基づいた財政計画では、収益的収支では収入が支出を上回る試算となっております。

一方、資本的収支では、今後 103 億円余りの支出を予定しておりますが、この間の投資に必要な収入は、平成 22 年 4 月の事業統合後に事業採択を受けて行ってきた国庫補助事業が、平成 31 年度までで終了し、平成 32 年度以降は、これまでのように、国庫補助金が見込めないことと、新たな国庫補助メニューが不透明なため財源計上をいたしておりません。また、将来世代の負担となる施設の建設改良のための企業債は基本的に財源としないこととしており、資本的収入で不足する財源は主に収益的収支で生じる損益勘定留保資金で賄うこととしており、今後、補助金の確定であるとか、適切な起債の運用によって、十分補えるものと考えているところでございます。以上でございます。

○花田議長

石松議員。

○石松議員

ご答弁ありがとうございました。それでは、(1) のほうは今の答弁で結構ですので(2) の経営戦略のほうですけれども、ここでは何点か重ねて質問させていただきます。収益的収支においては、今後 10 年間は水道料金の値上げはないということが記載されています。これは今から 10 年間は福津市さんの人口が右肩上がりで伸びるということもあって加入金等々も増えますし、そういう意味では福津市さんの恩恵を私たち宗像市もいただけるのかなということで思っております。それで、この資料の中で、投資財政計画の中の収益的収支を見ますと、今後 10 年間で収益的収入が約 323 億円に対しまして、支出のほうは約 288 億円で約 35 億円の純利益を確保できる見通しだということです。そしてまた、経営のほうですけれども経常収支比率が 110% を上回って、平成 39 年度にはおおむね 120% となる見通しだということを記載されております。従いまして、今後 10 年間は水道料金を値上げすることなく、健全な経営を維持できるという見通し、ということを書いておりまして、大変喜ばしいことだと思います。けれども不安材料がないのかどうか。また財政計画の将来見通しの表がありますが、数値がですね、現実的に妥当な数値なのか、この 2 点についてお伺いしたいと思います。

○花田議長

石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

石松議員のご質問 2 点ございましたけれども、まず不安材料はないとなのかということをございますが、こちらの経営戦略のほうで財政計画を立てておりますけれども、今後 10 年間は、福津市のほうで人口増が見込まれるということに、これは元となります資料といたしましては、水道ビジョンで用いた福津市のはうからいただきました人口推計ですね、これに基づいて需要量等見込んでおるところでございます。それに基づきますと、こちらの経営戦略の 22 ページに記載しておりますが、このような形で、今後 10 年間は収益的収入が支出をトータルで上回る。おおむね 35 億ですかね。財政見通しがありますので料金の値上げを行うことなく、経営ができるというふうなことで考えております。

それから、2 点目の今後、10 年間で 103 億程度ですね、投資計画を見込んでおります。こちらは同じく経営戦略の中の、総括的には 19 ページになると思いますけれども、こちらのほうで、各種改良事業、拡張事業等を計画いたしております。こちらに見合う財源といたしましては、経営戦略の資料になりますが、こちらの 24 ページになります。冒頭で事務局長が申し上げましたけれども、こちらの資本的収支で不足する財源につきましては、主には収益収支で生じる損益勘定留保資金ですね。ご存じのとおり内容としましては、減価償却費ですね、現金支出を伴わない費用となりますので、こちらから長期前受金の戻入益を差し引いた金額を主には財源として充てる。それと減債積立金ですね、これは利益を生じて 20 分の 1 以上を毎年積み立てておりますので、こちらを財源として、補填をするというふうな計画で、この 10 年間は財源が不足することなく、予定をしております投資計画は順調に消化できるというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○花田議長

石松議員。

○石松議員

この 10 年間は、水道料金も値上げせずに済むという、これはあくまでも大きな災害等々がないというのが大前提であると思います。もし大災害等があったときに大きく水関係の施設が破壊されたとか、いうことになりますと、これは当然想像もしないような、またお金が要るということが大前提として考えておかないといけないと思いますし、また、10 年間は人口が右肩上がりでふえるということありますけれども、その次の 11 年目から 20 年を先食いしたときにはどうなのか。人口減少はあるということはもう間違いないと思います。ですから私は、ここで少し質問を重ねていきたいのはですね。いろいろと今回水道関係については水道ビジョンまた経営戦略等ですね、読み込みをさせていただきました。

その中で、この向こう 10 年間に關しては本当にいろいろと資料をいろんな角度から

見ても、予定どおりいけるという形の資料になっておりますけれども、私は今言いましたように地震等のですね、大災害というのは誰しも思いたくないんですけれども、最悪のことを予測もしとかないといけませんので、そのときのためにもですね、この経営戦略の 26 ページにありますけれども、今後の取り組みと進捗管理のところでですね。いわゆる浄水施設の主要構造物の耐震化率ですとか、配水地の耐震化率ですとか、また基幹管路の耐震の適合率とかいう三つの大きな指標があります。

これについては、39 年度までには何%に行くという目標値に対して大体見込みとしてはそれをオーバーする、クリアできるの数値が書かれているわけですけども、私は今言いましたように右肩上がりで、この 10 年間人口増になる。また、経営的にも健全な財政を維持できるこのときだからこそ、先々の用心のために先行してこういった耐震化率等を向上できるように、もう少しスピードアップをしてやる必要があるんではないかというふうに、私は今この 5 年・10 年とかじやなくて、10 年・20 年という先を私は考えるべきでなかろうかというふうに思うんですけども、組合長さんどうでしょうか。

○花田議長

原崎組合長。

○原崎組合長

はい。お答え申し上げます。常に市民の皆様に安心・安全な水を安定的に供給するという見通しはあります。それから 103 億に及ぶ更新も今の経常収支比率でいけば、ほとんどこの企業債等を発行せずに対応できるという見通しでございます。

今、非常時のことご質問いただきましたけども、合わせてでもせっかくですので、それでもですねこの水道ビジョン 2027 で示しましたこの人口推計は、既に先ほどの戸田議員の質問の中にございましたように、もう既に達成しておりますですね、そもそも當時の人口推計は大きく上回る、今後 10 年間あるかと思われるところも併せて、付言させていただきたい。その 10 年以降はですね、恐らく人口は減るだろうということもあります。ですのでこの 2027 ビジョンの人口に見合った水の安定供給のことは、先ほどの議員の一般質問にも、関係してまいりますけれども、改めて安心することなく考えていかなければならぬということは事務組合として思っているところです。

そして、非常時のことございますけども、何が起こるかわからないこの現在の日本国が置かれております災害のご時世でございます。地震・津波いろいろございますけども、どれほどの規模の地震がということもありますが、西山断層も走っております。

大きな地震によりまして、水がとまらないようにしっかり責任を持って、使命感持って、対応していかなければならないと思います。

経営的には安定的な経営をしております。水道料金も値下げして、据え置いた状況であります。ですのでこの水道料金等は今後も維持していきたいと思います。

災害時の水の安定供給につきまして、どれほどの規模がっていうか想定外ということは言えないご時世でございますので、しっかり考えて今後の事務組合として、また議員の皆様にいろいろご相談もさせていただくこともあるかもしれません。協議していかなければなければならないと思っているとこです。よろしいでしょうか。

○花田議長

石松議員。

○石松議員

ありがとうございます。非常時の話をしました。非常時についてはもう 1 カ所ですね、お聞きしとかないといけないことがあります。それは経営戦略の 18 ページですね。宗像市、福津市の間の連絡管整備工事ですか。これがいろいろと資料見ますと、水道ビジョン 2027 年には政策メニューとしては上がってなかつたと。

しかしながら必要であるのでこの経営戦略の中では 2 億 5000 万円ほどですが、計上したということが書いておりますけれども、この点についてはどういう経緯で、この水道ビジョンには掲載されてないんだけれども、経営戦略のほうで、こういう形で計上されたのか、その辺の理由も含めてご答弁いただけたらありがたいと思います。

○花田議長

志賀施設係長。

○志賀係長

ご質問にございました連絡管整備事業についてご説明させていただきたいと思います。事務組合を立ち上げて福岡地区水道企業団より受水を行います。ということで日量 2400 トンをこちら多礼浄水場まで福岡市から管が福津市を貫通して、宗像市を貫通して、多礼浄水場まで来ております。現在その管自体については、畠町配水地ができたときに、津丸に中継ポンプ場を設けまして、全量畠町配水地に入れるということで協定を取り交わして福岡地区水道企業団と取り決めた中で、津丸ポンプ場から多礼浄水場までの間で福岡地区水道企業団の管路が未活用のまま置いてあるという状況になっております。

この管路自体は、ちょうど日の里団地の下、JR 沿いでございますけれども、日の里配水地の直近をかすめて、こちら多礼浄水場まできております。ですので、この管路を活用しない手はないだろうと有効活用したいと、今、私どもの現状といたしましては、22 年度統合は行いましたけれども、宗像市及び福津市につきましては、勝浦方面 100 ミリの管から 150 ミリの管の連絡は 1 本ございますけれども、互いに融通し合える大規模な口径の管路が全く今ないというところがございます。

そこで、この管路を利用して、ちょうど事務組合の管内には宗像には平等寺配水地、

福津市内においては東福間配水地どちらも多礼浄水場系ではございますけれども、共に、この二つのメイン配水地、標高が高うございます。何かあればこの高い所同士を結んでしまえば、漏水事故等あったときにも、水の融通がきれいにできるんではないか。又、そういうふうに整備を行っていくべきであろうということで、ビジョンのほうには載せてはいないですけれども、緊急的に行っていくべき事業であろうということ等で費用負担を伴いますので、経営戦略のほうには別途計上させていただいたという経緯でございます。よろしくお願ひいたします。

○花田議長

石松議員。

○石松議員

今、技術的な話は担当の方からお話をされたわけですけれども、私がよくわからないのは、そういった重要な案件だと思います。それを何故、水道ビジョンを議論された宗像市・福津市から合計 8 人出てこられた皆さんの中で審議がされなかつたのか。それは失念をしておったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○花田議長

志賀施設係長。

○志賀施設係長

今、ご指摘の件について回答させていただきます。現在、福岡県土整備事務所のほうで、国道 3 号の村山田の交差点から、旧 3 号線、ちょうど宗像自動車整備工場がある所、ホンダがあると思いますけれども、県道の新規振替計画というのが今持ち上がって、用地交渉が今行われている状況になっております。その計画の中には、JR を下越しして、河川を上越ししてという計画でございまして、その計画を利用すればちょうど東福間配水池直下近辺まで、より経済的に管路が引けるではないかというところの計画の情報を入手したので、急遽、県土整備事務所のほうに、うちの方としても、重要管路の敷設になりますが、何とか県道整備計画の中に一緒にお付き合いをさせていただけないかという話を持ちかけまして了承いただいておるという状況でございますので、そこがビジョン作成時の後で判明したので、ビジョンのほうに反映できなかつたと。

ただし、経営戦略的には予算計上を伴いますので、反映をさせていただいたという状況でございます。以上です。

○花田議長

神山事務局長。

○神山事務局長

今、志賀が申した通りなんですが、水の有効活用につきましては、私ども、通常考えているところでございます。それについてまたご質問なりご説明をできることがあればさせていただきたいと思います。今回の場合、そういう事情あったので、ご了承いただきたいと。よろしくお願ひいたします。

○花田議長

石松議員。

○石松議員

1項目は以上で終わります。2項目目についていいでしょうか。

○花田議長

石松議員の2項目目の質問を許します。どうぞ。

○石松議員

2項目目は、し尿処理場の現状と今後の展開についてお伺いしたいと思います。

1し尿処理場の現状について、生し尿と浄化槽汚泥の搬入量を比較しますと、平成23年度が3万4459キロリットル、あったのが5年後の平成28年度では1万7716キロリットルと約半減しております。この要因は、福津市において公共下水道が大きく普及してきたことと認識しております。地元地域と組合とで当時10年間の延長、これは平成26年度から35年度までの10年間ですが、最終年度である平成35年度の搬入量をどの程度に推測されているのかまずお伺いいたしたいと思います。

2今後の展望についてお伺いします。

(1) 地元地域とは、10年間の延長で終了との合意に基づいて、話し合いが進められていると思いますが、特段の問題点等はないのか、お伺いしたいと思います。

(2) 施設の運営につきましては、委託業務として民間事業者に委託されておりますが、当該事業者にも、平成35年度で、操業終了との内容について説明していると考えますけれども、問題はないのか、お伺いいたします。

(3) 宗像市におきましては、昨年の5月に宗像市し尿処理施設整備基本構想について、執行部のほうから私たち議会のほうに報告がありました。

現施設は平成35年度まで使用した上で、平成36年度からは新しく設置する施設において、供用開始するということあります。同じように、福津市におきましても、組合と連携をとり、同様な動きをしていると考えますけれども、執行部の見解をお伺いしたいと思います。

(4) 新施設の整備費用については、両市の自治体において、慎重に精査されていると考えますが、共通の費用負担が必要なものに現施設の解体費があります。執行部としてはどの程度の費用を想定されているのか。また、両市の負担割合はどの程度になると想定しているのか、お伺いしたいと思います。

(5) ですが、現施設の稼働による恩恵として、周辺で農業をされている方からは、放流水のおかげで、水不足の心配がなく大変喜ばれています。平成 36 年度からは、現施設がなくなつて放流水の恩恵がなくなるわけであります。心配される農家の方もあると聞いております。組合として何らかの対策等を検討しているのかどうかお伺いしたいと思います。以上です。

○花田議長

石松議員の 2 項目目の質問に対し、執行部の答弁を求めます。原崎組合長。

○原崎組合長

し尿処理場の現状と今後の展望について、大きく 1、2。そして 2 の方は細かく 5つありますが、全般的なこのし尿事業全般について、私のほうから答弁させていただきましてその後、事務局長より答弁いたします。この現し尿処理施設でございます、浄化センターと言われております。この昭和 54 年に稼働いたしました。協定書の使用期限が延長、再延長ございまして、平成 35 年度までとなつております。44 年間、使用することになっております。その間 3 度の使用延長がございました。地元のご理解、ご協力のもとで今日まで、福津市として宗像市のし尿処理を衛生的かつ効率的に処理できたことを改めて感謝するところでございます。

当組合といたしましてはこの現協定書の使用期限でございます平成 35 年度という、平成 36 年 3 月というですね、地元の意向を尊重し、平成 36 年度からは福津・宗像両構成市において、それぞれ適正にし尿処理を行っていく所存でございます。各項目については事務局長より回答いたします。

○花田議長

神山事務局長。

○神山事務局長

まず「1 し尿処理場の現状について」お答えさせていただきます。

議員ご認識のとおり、福津市の公共下水道整備の普及により搬入量は大きく減少しております。今後も普及が予想されますので、使用期限最終年度である平成 35 年度の搬入量については、現在 9312 キロリットル程度と予想しているところでございます。

次に「2 今後の展望について」お答えさせていただきます。

(1) 終了に向けた地元地域との話し合いにおいて問題等がないのかについてお答えさせていただきます。地元地域の曲区とは、定期的に、今年 1 月に役員の皆さんと会合を行い、組合は協定書の期限を遵守し、平成 35 年度末をもって操業停止し、その後、撤去すること及びその時点での両市の処理方針について報告いたしておるところでございます。それにつきまして役員の方々からの特段のご意見はありませんでした。今後は撤去に向けた協議を進めていくということになろうかと思います。

(2) 委託事業者への説明において問題ないのかについてお答えさせていただきます。処理場の運営管理委託は一般的な契約に基づき民間事業者と単年度契約を締結しており、特段の問題は考えておりません。また施設につきましても、平成 35 年度最終年度の目途として運営しているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

(3) 福津市の平成 36 年度からの処理方針についてお答えいたします。

福津市の処理方針については、今月 12 日に開催された福津市全員協議会において、古賀市と広域連携の可能性に関して協議を進め、合同で建設運営を目指していくこと、また、平成 35 年度までは、宗像市と歩調を合わせ、現有施設にて処理を行っていくことの説明があったと、ご報告受けておるところでございます。

(4) 解体における費用と両市の負担割合についてお答えさせていただきます。組合といたしましては、まだ解体費用は試算しておりません。しかしながら平成 29 年度に宗像市が試算した金額として、3 億円から 4 億円程度とする数値があります。それが現状でございます。解体費用の負担割合につきましては、宗像地区事務組合規約附則第 4 項、し尿処理施設を撤去する際に要する経費の負担に定めるとおり、均等割と投入量割による負担割合となります。

(5) 操業停止後の農業用水についてお答えさせていただきます。

地元地域からも放流水にかわる農業用水の要望があることは聞き及んでおります。当組合といたしましても撤去の協議の際、構成市も含めてになりますが、周辺で農業を営んである方々にとって重要な水源と認識しておることもありますので、事務組合として何ができるか、地元と協議しながら対処していきたいと考えております。以上でございます。

○花田議長

石松議員。

○石松議員

丁寧な答弁ありがとうございました。2 の今後の展望についての中で今私が聞いて、1 つだけ少し、いかがかなと思った点があります。それは、この中でいう (2) のいわゆる現行の委託業者さんと単年度契約でやっているということ、そして正式にこの当該業者さんに対しては、説明がされてないのかなと、私は今聞いたんですけども、一般

常識的に言えば、単年度契約の委託業者さんだとしても、そこには何人かの職員さんがそこで仕事をしているわけですね。もしかしたら、35 年度で終わるとその人たちの雇用がなくなるかもしれません。そういう状況というのは単年度契約だと言っても、平成 35 年度をもって、こういう趣旨で廃止するんだと、ご理解をいただきたいということを先々に伝えてですね。そうすると経営者とすれば当然ですがその雇用をしている従業員の方についてもどうするかということを考える暇ができるわけです。その辺について私は何か不誠実な対応をされているのかなと思って今、再度お聞きしたいと思いますけど、いいですか。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

現委託契約者のケイ・イー・エスさんが委託業務を行っております。こちらにつきましては、昭和 54 年の稼働当初から随意契約という形にしております。随意契約しました理由というのがですね、し尿処理業務に実績がある。他の部署でも同じような業務をしてあるというところで、曲地区のし尿処理場だけを受託されているところではございません。そういうことを踏まえて、54 年当初からいろいろ協議を重ねておりますし、曲地区につきましてもいろんな事情をご認識していただいている会社と思っております。そういうところも平成 35 年度に向けて、終了ということを踏まえて整備していくだいたり、そういう話も会社の支店長を通じてさせていただいておりますので、こちらとしましては充分周知をさせていただいた上で、現契約が成り立っているものと認識しております。

○花田議長

石松議員。

○石松議員

私も当該の事業者については、地元の住民の方々等との関係も非常に良好であるということを聞いておりまして、地元からも好意的に理解されていると聞いております。

しかしながら、また職員 2~300 名を超える規模の会社であり、今、次長が言われたように、そこだけではなくてほかのところでも同様の仕事をしている、大きな規模の会社とは聞いております。しかしながら、そうは言ったとしても、この従業員がどうするのか。恐らくそこに従業員として雇用されている方は地元の住民の方ではないかと推測するわけですが、それは早めに経営者にお伝えする、支店長さんに伝えているからいいじゃないかという考え方次長にもしかしてあるのかもわかりませんけれども、私は、

こういう大きな重要な案件については、経営者に時間を持って頂いて、今後の話をしたいんだということで、きちっとアシストできると思います。

そういうことをやることがこの宗像地区事務組合の誠実な姿勢を事業者に対しても示すことになるんじやないかと思います。今後できれば早くそういったことで、経営の方にそのことを伝えていただきて、また雇用についても、万全の措置を考えていただけだけの猶予を与えることをしていただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○花田議長

神山事務局長。

○神山事務局長

議員のご指摘を理解させていただきます。今後も誠意をもって対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○花田議長

石松委員。

○石松議員

以上です。

○花田議長

これで石松議員の質問を終了します。ここで暫時休憩といたします。

再開は 13 時 30 分といたします。

<休 憩>

○花田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5、第 2 号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

○神山事務局長

議案書の 2 ページ、第 2 号議案について説明をいたします。議案書の右下に議案番号を付しておりますので、以下の議案説明の際、そちらをご確認ください。

第 2 号議案 宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例について、上記の条例案を次のとおり提出する。平成 31 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合 組合長原崎智仁。提案理由でございます。

平成 30 年の人事院の職員の給与の改定に関する勧告を受け、宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたので条例案を提出するものであります。改正の内容につきましては、当初に配付いたしました資料の 1 枚目 2 号議案関係資料で説明いたします。

まず 1 点目は、給料表の改定でございます。

民間の初任給との間に差があること等をふまえ、初任給を 1,500 円程度引き上げしております。35 歳程度までの、若年層についても、1,000 円程度の改定、その他は 400 円の引き上げを基本に改定しているところでございます。この改正是平成 30 年 4 月 1 日までさかのぼって適用いたします。

2 点目は期末勤勉手当の支給率の改定でございます。

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を現行 4.40 月から 0.05 月分引き上げ 4.45 月に改定いたします。なおこの引き上げは 0.05 月、民間の支給状況をふまえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分いたします。この改正是平成 30 年 4 月 1 日までさかのぼって適用いたします。

資料の表をごらんください。平成 30 年度改正前、平成 30 年度改正後及び平成 31 年度以降の支給率を示しております。平成 30 年改正後については、12 月の勤勉手当の支給率 0.05 月引き上げ、年合計支給率を 4.45 月といたします。

平成 31 年以降については、期末手当をそれぞれ 1.3 月分とした上で、引き上げ分 0.05 月を勤勉手当それぞれ割り振って年合計支給率を 4.45 月といたします。

3 点目は宿日直手当の改定です。1 回当たり 4,200 円の手当を 4,400 円に引き上げるとともに、管理職を宿日直手当の対象とするものです。この改正是、平成 30 年 4 月 1 日までさかのぼって適用といたします。

なお、これらの改正是いずれも人事院の勧告のとおりとなっておるところでございます。以上で第 2 号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第 2 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり、決することに賛成の皆様の起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第 2 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 6、第 3 号議案「宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

○神山事務局長

議案書の 3 の 1 ページ、第 3 号議案について説明をいたします。

第 3 号議案宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について 上記の条例案を次のとおり提出する。平成 31 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合組合長原崎智仁。提案理由 平成 31 年 4 月から地島簡易水道事業の水道事業への統合及び大島簡易水道事業への地方公営企業法適用に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたため、条例案を提出するものでございます。

本議案は、水道事業の設置等に関する条例を改正した上で、それに伴い改正が必要となる 4 条例を改めるものとなっております。まず初めに、当初、配付いたしました資料の 2 枚目、第 3 号議案関係の概要について説明いたします。この表は、今回の条例改正の簡単なイメージ図になります。上段が現在の地島・大島・本木の水道事業と会計上の区分になります。事業区分はいずれも簡易水道事業、会計区分は地島が水道事業会計、大島・本木が簡易水道事業会計でありました。下段が今回の改正後の体系図になります。事業区分では地島簡易水道事業を水道事業に変更、統合いたします。これを水道事業との事業統合としてご説明いたします。次に大島ですが、事業区分に変更はなく、会計区分を水道事業に変更いたします。現在、大島簡易水道事業は、大島簡易水道事業特別会計を設け、一般会計と同様に現金主義、単式簿記で会計処理を行っておりますが、今回の改正で公営企業会計に移行、すなわち水道事業会計と会計上の統合することにより発生主義、複式簿記での会計処理を行うこととなります。これを法適化として以降説明いたします。なお、本木簡易水道については変更はございません。

続きまして条例の改正内容について説明いたします。

議案書の 3-4 ページをごらんください。宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の改正です。右側が改正前、左側が改正後であります。第 2 条中、地島簡易水道事

業を大島簡易水道事業に改正いたします。

この改正により地島簡易水道事業は、水道事業へ事業統合され、大島簡易水道事業は地方公営企業法の適用、公営企業会計へ移行がなされます。

次に、第4条第2項の改正では、地島簡易水道事業の水道事業統合に伴う事業認可事項の精査により、新たな水道事業の計画給水人口を2,220人増の、15万140人に、計画1日最大給水量を6,790m³の、4万4,310m³といたします。

A3の資料をご覧ください。今回、事業統合のほか、久戸地区をはじめ局所的な給水区域の拡張を考えており、現在厚生労働省と協議を進めているところです。

第4条第3項の改正では、地方公営企業法を適用することとした大島簡易水道事業の給水区域等を定めております。なお、これらの内容は従前から変更するものではありません。

次のページをごらんください。

第6条の改正は今回の条例改正の根拠法の条文を明記するものです。

第7条の改正は条例改正に伴う文言の整理です。

次のページ3-6をごらんください。

宗像地区事務組合特別会計条例の改正です。大島簡易水道事業の地方公営企業法適用に伴い、第2号の大島簡易水道事業特別会計を廃止し、第3号の本木簡易水道事業特別会計を繰り上げるものでございます。

次のページ3-7をごらんください。

第1条では、大島簡易水道事業への地方公営企業法適用に伴い、同法を適用しない簡易水道事業が本木簡易水道事業のみとなったことから、供給区域を特定する文言は削除しております。別表では、大島簡易水道事業に関する項目を削除しております。

なお、この内容は、最初に説明した宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例へ新たに記載されております。

次のページ3-8をごらんください。

宗像地区事務組合水道給水条例の改正でございます。

第1条では地島簡易水道事業の水道事業への統合に伴い、文言を削除しております。

第28条第2項の改正は、「メータ」「メーター」と、表記が混在していたものを統一しております。

次のページ3-9をごらんください。

宗像地区事務組合簡易水道給水条例の改正です。

第1条では、大島簡易水道事業への地方公営企業法適用に伴い、同法を適用しない簡易水道事業が本木簡易水道事業のみとなったことから、供給対象者を特定する文言を削除しております。

次に、第8条水道利用加入金、次のページ第28条料金、次のページ、第34条手数料別表水道利用加入金については、いずれも大島簡易水道事業に関する項目を削除するも

のです。なお本木簡易水道事業の料金などに変更はございません。これら改正条例の施行は平成31年4月1日を予定しております。以上で第3号議案の説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第3号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7、第4号議案「学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
神山事務局。

○神山事務局長

続きまして議案書の4-1ページ、第4号議案について説明をいたします。

第4号議案、学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 上記の条例案を次のとおり提出する 平成31年2月20日
宗像地区事務組合 組合長原崎智仁。提案理由 学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が施行されること等に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたため、条例案を提出するものです。

今回の条例改正は、学校教育法の改正に伴い、大学制度の中に、専門職大学が設けられたことが主な要因となります。専門職大学とは従来の大学に比べ、より専門職を担う

ための、実践的かつ応用的な能力を育成展開することを目的として設立されたもので、その教育課程は前期及び後期に区分されるものであります。

この、前期課程を修了した者には短期大学を卒業した者と同等の学位が授与されることとなりますので、これに伴い、宗像地区事務組合の条例のうち、水道工事の監督者などに必要とされる資格要件に関する条項を改正いたします。なお、今回の改正は 3 件の条例が対象となっております。

4-3 ページの新旧対照表をごらんください。

左の欄が改正案になります。はじめに宗像地区事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正です。

第 4 条第 2 号の改正は、学校教育法の改正に伴い、条ずれが生じたための改正になります。

次に、4-4 ページ、宗像地区事務組合布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正です。

全体的な改正として布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件のうち、短期大学の卒業を資格要件とする部分に専門職大学の前期課程修了の要件を加えております。

なお、第 3 条第 1 項第 8 号の改正は技術士法の改正により、選択科目のうち水道環境が廃止されたことによります。

最後に、4-6 ページ、宗像地区事務組合し尿処理施設技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正です。

し尿処理施設技術管理者の資格要件のうち、短期大学の卒業資格要件とする部分に専門職大学の前期課程修了の要件を加えておるところです。なお、改正条例の施行は平成 31 年 4 月 1 日を予定しております。以上で第 4 号議案の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。

これより、第 4 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり、決することに賛成の皆様の起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第 4 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、第 5 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

○神山事務局長

議案書の 5 ページ、第 5 号議案について説明いたします。

第 5 号議案 平成 30 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）について平成 30 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。
平成 31 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合 組合長原崎智仁

補正予算書の 1 ページをごらんください。歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 450 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 3,817 万 7,000 円とするものでございます。あわせて地方債の補正を計上しております。

4 ページをお願いいたします。第 2 表、地方債補正でございます。4 件の起債について契約額の確定に伴い、合計 450 万円を減額します。減額した箇所は下線部分となります。次に、事項別明細書に沿って説明いたします。

まず歳入について 10 ページ 11 ページをお願いいたします。

8 款組合債、1 項組合債、1 項組合債、1 目消防費は補正前の額 1 億 7,880 万円から 450 万円を減額し 1 億 7,430 万円とするものです。減額の理由は先ほど説明したとおり、契約額の確定に伴うものでございます。

次に、歳出の主なものでございます。12、13 ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、補正前の額 3,612 万 3,000 円に対し、17 万 3,000 円を減額し、3,595 万円とするものです。給与改定に伴い職員給を 6,000 円。職員手当等を 2 万 1,000 円増額するほか、執行残の整理により、時間外勤務手当を 20 万円減額しております。

3 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費は、補正前の額 2,357 万 7,000 円に対し、8 万 9,000 円を減額し 2,348 万 8,000 円とするものです。給与改定に伴い、任期付職員給料を 3,000 円、勤勉手当を 8,000 円増額するほか、執行残の整理により時間外勤務手当を 10 万円減額しております。

3 款衛生費、2 項清掃費、1 目し尿処理場費は、補正前の額 1 億 3,984 万 3,000 円に対し、872 万 3,000 円を減額し 1 億 3,112 万円とするものです。職員人件費につきましては給与改定に伴い職員給を 3,000 円、勤勉手当を 8,000 円増額するほか、執行残の整理により時間外勤務手当を 10 万円減額しております。

また、し尿処理場管理運営事業につきまして、契約額の確定等に伴う執行残の整理により、12 節役務費の塵芥手数料を 84 万円、13 節し尿処理施設管理委託料 250 万円、続いて 14、15 ページ上段に移りますが、15 節施設整備工事請負費を 529 万 4,000 円減額しております。

次に、4 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費は、補正前の額 16 億 4,431 万 5,000 円に対し、1,707 万 1,000 円を減額し 16 億 2,724 万 4,000 円とするものです。

上段、1 職員人件費のうち 2 節給料については、給与改定に伴う増額のほか、退職に伴う減額を行い、差し引き 594 万 5,000 円を減額しております。

3 節職員手当は給与改定に伴う勤勉手当の増額や救急件数の増加、平成 30 年 7 月豪雨に伴う広島県への災害派遣、救助大会の全国大会出場に伴う訓練時間の増加等による時間外勤務手当の増額、その他、執行残の整理による減額などを行い、差し引き 348 万 9,000 円を増額しております。

4 節共済費は給与改定に伴う増額のほか、退職に伴う減額を行い、差し引き 551 万 2,000 円を増額しております。詳細については 20、21 ページの給与費明細書を御参照いただければと思います。

続いて 16、17 ページをお願いいたします。

上段、3 職員人事管理費については、退職に伴い、新規採用職員を 1 人増員したことから、11 節需用費のうち、制服作業服などの購入費用である消耗品費について、現職員分を 5 万 9,000 円減額するとともに、新規採用者分を 20 万 7,000 円増額し、差し引き 14 万 8,000 円を増額しております。

続いて中段、5 庁舎施設維持管理費についてでございます。

11 節、需用費について。昨年夏の猛暑や光熱費の料金単価の上昇等の影響により、庁舎燃料費を 10 万 3,000 円、光熱水費を 13 万 8,000 円増額しております。また、庁舎の老朽化に伴う補修資材購入のために、消耗品費等を 6 万 8,000 円、消防庁舎の老朽化に伴う修繕の必要があるため、庁舎修繕費として 8 万 9,000 円増額しております。

12 節役務費については、福岡都市圏による消防通信指令の共同運用開始に伴って専用回線が 1 回線不要になったため、消防総務通信運搬費 100 万 3,000 円を減額しております。

第 14 節使用料及び賃借料については、同じく共同運用に伴って専用回線が 1 回線不要になったため、専用回線の使用料 44 万円を減額しております。

6 消防総務一般事務費の 19 節負担金補助及び交付金の派遣職員負担金については当初、平成 29 年度と同様に 2 人分を計上しておりましたが、協議の結果 1 人となったため

1,000万円を減額しております。

11 消防車両維持管理事業費の 18 節備品購入費については救助工作車 1 台、指令車 1 台その他資機材の契約額の確定に伴い、執行残 433 万 4,000 円を減額いたしております。

19 救急車更新事業費の 18 節備品購入費については、高規格救急車及び積載資機材一式の契約額の確定に伴い、執行残の 489 万 6,000 円を減額しております。

続きまして 16、17 ページから 18、19 ページにまたがり記載しておりますが、5 款公債費、1 項公債費、2 目利子については、組合債の借入利率の改定に伴い、償還利子 431 万円を減額しております。

6 款予備費、1 項予備費、1 目予備費については補正前の額 3,878 万 5,000 円に対し、2,586 万 6,000 円を増額し 6,465 万 1,000 円といたします。

以上で第 5 号議案平成 30 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第 5 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに、皆様の賛成の皆様の起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第 5 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、第 6 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

○神山事務局長

第 6 号議案について説明いたします。第 6 号議案 平成 30 年度宗像地区事務組合、大島簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、平成 30 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号を別紙のとおり提出する。平成 31 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合 組合長原崎智仁。補正予算書をお願いいたします。

1 ページをごらんください。第 1 条歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 200 万円を減額し、総額を 6,018 万 6,000 円とするものでございます。

第 2 条は債務負担行為を計上するものでございます。それでは補正予算書の内容につきまして説明いたします。

3 ページをごらんください。第 2 表北九州市への水道事業包括業務委託費について債務負担行為を計上するものでございます。限度額 2,500 万飛び 4,000 円。期間は平成 30 年度から平成 31 年度までとしております。平成 31 年 4 月 1 日からの業務委託のために、今年度に契約を行うための債務負担行為でございます。歳入歳出予算の補正の内容につきましては事項別明細書に沿って説明いたします。まず歳入の説明でございます。

6 ページ 7 ページをごらんください。

歳入 4 款繰入金、1 項 1 目 1 節宗像市繰入金でございますが、補正前の額 2,828 万 5,000 円から 10 万円減額補正いたしまして、2,818 万 5,000 円とするものでございます。内容は事業費の減額によるもので、宗像市繰入金を減額補正するものでございます。

7 款組合債、1 項 1 目 1 節大島簡易水道事業債でございますが、補正前の額 1,920 万円から 190 万円減額補正いたしまして、1,730 万円とするものでございます。内容は事業費の減額に伴い、起債借入額を減額するものでございます。次に歳出の説明でございます。

7、8 ページをごらんください。

2 款事業費、1 項 1 目 15 節工事請負費でございますが、補正前の額 1,980 万 5,000 円から 200 万円減額補正いたしまして、1,780 万 5,000 円とするものでございます。内容は配水管布設替工事などの入札による執行残を減額するものでございます。

以上で、大島簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

討論を終結いたします。これより、第 6 号議案について採決を行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第 6 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 第 7 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
神山事務局長。

○神山事務局長

本木簡易水道でございます。第 7 号議案について説明いたします。

第 7 号議案、平成 30 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、平成 30 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。平成 31 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合 組合長原崎智仁。補正予算書をお願いいたします。1 ページをごらんください。第 1 条歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 175 万円を減額し総額を 1,078 万 1,000 円とするものでございます。

第 2 条は債務負担行為を計上するものでございます。それでは補正予算書の内容につきまして説明いたします。

2 ページをごらんください。

第 2 表、北九州市への水道事業包括業務委託費について債務負担行為を計上するものでございます。限度額 473 万 1,000 円。期間は平成 30 年度から平成 31 年度までとしております。平成 31 年 4 月 1 日からの業務委託のために、今年度に契約を行うものでございます。債務負担行為として平成 31 年度 4 月 1 日から業務委託のために今年度に契約を行うもので債務負担行為を設定させていただいているということでございます。

歳入歳出予算の補正の内容につきましては事項別明細書に沿って説明いたします。

まず、歳入の説明でございます。6 ページ 7 ページをお願いいたします。

歳入 3 款繰入金、1 項 1 目 1 節福津市繰入金でございますが、補正前の額、1,112 万 6,000 円から 175 万円減額補正いたしまして 937 万 6,000 円とするものでございます。内容は後ほど説明いたしますが、事業費の減額に伴い福津市繰入金を減額補正するものでございます。

次に歳出の説明でございます。8 ページ 9 ページをごらんください。

2 款事業費、1 項 1 目 13 節委託料でございますが、補正前の額 175 万円を全額減額補正するものでございます。内容は、当初予定しておりました福津市下水道工事に伴う配水管布設替設計委託費を同工事の延期に伴い減額するものでございます。

以上で本木水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第 7 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第 7 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 11、第 8 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

○神山事務局長

水道事業でございます。第 8 号議案について説明いたします。

第 8 号議案、平成 30 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 2 号）につい

て、平成 30 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。平成 31 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合 組合長原崎智仁。

補正予算書をお開きください。平成 30 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

まず、1 ページの第 2 条につきましては、予算の第 3 条に定めております。収益的収入の第 1 款水道事業収入、第 1 項営業収入を 6,965 万円増額補正し、第 2 項営業外収益を 639 万 3,000 円減額補正し、水道事業収益合計で 34 億 4,029 万 6,000 円とするものでございます。また、収益的支出の第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用を約 512 万 1,000 円増額補正、第 2 項営業外費用 865 万円増額補正いたしまして、水道事業費用合計で 29 億 9,046 万 8,000 円とするものでございます。

第 3 条につきましては、予算の第 4 条に定めた資本的収入の第 1 款資本的収入、第 1 項企業債を 480 万円減額補正し、第 2 項負担金及び寄附金を、268 万 3,000 円増額補正 第 3 項補助金を、1,420 万円減額補正、第 4 項出資金を 10 万 1,000 円減額補正いたしまして、資本的収入合計で 14 億 1,274 万 2,000 円とするものでございます。

また、資本的支出の第 1 款資本的支出、第 1 項一般改良費を 2,800 万円減額補正し、第 2 項拡張事業費を 4,860 万円減額補正し、第 5 項出資金を 10 万 1,000 円減額補正いたしまして、資本的支出合計で 22 億 2,609 万 8,000 円とするものでございます。

次に、2 ページをお開きください。

第 4 条につきましては、予算第 10 条を 11 条とし、第 5 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に第 5 条債務負担行為を加えるものでございます。北九州市への水道事業包括業務委託に関するもので、限度額 9 億 7,714 万 7,000 円。期間は平成 30 年度から 31 年度までとするものでございます。平成 31 年 4 月 1 日からの業務委託のために今年度中に契約するために、債務負担行為を行うものでございます。

第 5 条につきましては、予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与分給与費を 37 万 9,000 円減額補正し 2,918 万 5,000 円とするものでございます。

第 6 条につきましては、予算第 11 条に定めた棚卸資産購入限度額を 7,560 万円減額補正し 1 億 4,519 万 2,000 円とするものでございます。これは入札により減額を補正するものでございます。

次に、3 ページ 4 ページをお開きください。

補正予算実施計画でございますが、1 ページの第 2 条及び第 3 条の内訳を掲載したものでございます。詳細につきましては 12 ページからの事項別明細書に記載しておりますので、ここでは省略させていただきます。

次に、5 ページをお開きください。

予定キャッシュフロー計算書でございますが、この表は 1 会計期間におけるキャッシュフローを業務活動、投資活動、財務活動の三つに区分して表示したものでございます。

最下段の資金期末残高は 50 億 6,754 万 6,236 円となる予定でございます。

次に、10 ページ、11 ページをお開きください。

平成 30 年度末、平成 31 年 3 月 31 日時点での、予定貸借対照表を掲載しております。

資産合計負債資本合計それぞれ 400 億 3,747 万 3,409 円となる予定でございます。

12 ページ 13 ページをお開きください。

事項別明細書でございます。まず、収益的収入及び支出の収入の部、1 款 1 項営業収益、1 目給水収益、1 節水道使用料ですが、水道使用量が当初予算見込みより 6,000 万円多く見込まれるため増額補正し、26 億 7,493 万 6,000 円とするものでございます。

これは主に福津市域の水道利用者の増加が原因と思われます。

2 目受託工事収益、1 節受託工事収益ですが、500 万円増額補正し 6,900 万円とするもので、水道工事を行う箇所について関係市と再協議を行った結果、受託で行う舗装工事箇所が増加することによるものでございます。

3 目その他営業収益、3 節他会計負担金ですが、465 万円増額補正し 495 万円とするもので、消火栓の修理にかかる費用が増加するため、関係市からの負担金を増額するものでございます。

次に 2 項営業外収益、2 目他会計補助金、1 節他会計補助金ですが、95 万 3,000 円減額補正し 138 万 7,000 円とするもので、地島簡易水道事業に対する高料金対策繰入金が県との再協議の結果条件を満たさず対象外となったため減額するものでございます。

5 目消費税還付金、1 節消費税還付金ですが、補正による収支構成の変化により消費税が還付から納税へなる見込みであるため、544 万円減額補正するものでございます。

支出の部では、1 款 1 項営業費用、2 目配水及び給水費、16 節委託料を 600 万円増額補正し、3 億 4,612 万 3,000 円とするものでございます。これは包括事業委託のうち、修繕費を増額するもので、主に消火栓の修理にかかる費用が増加するためでございます。

18 節使用料につきましては、150 万円減額補正し、84 万 1,000 円とするもので積算システムのライセンスを削減、8 から 1 にしたため減額するものでございます。

3 目受託工事費、23 節工事請負費を 500 万円増額し、6,900 万円とするもので、水道工事を行う箇所について関係市と再協議を行った結果、受託で行う舗装工事箇所が増加することによるものでございます。

4 目総係費、2 節給料を 10 万 1,000 円減額補正し 1,449 万 2,000 円とするものでございます。人件費に関しましては人事院勧告による給与条例の改正により増額となります。が、給与支出額は、当初予算額よりも少なく見込まれるため、全体としては減額を行うものでございます。

3 節手当は 39 万 9,000 円減額補正し 616 万 9,000 円とするものでございます。

給与条例の改定により期末勤勉手当は増額となります。が、時間外手当の支出額が少なく見込まれるため全体として減額を行うものでございます。

4 節給与引当金繰入額につきましては、給与条例の改訂により 4 万 7,000 円増額補正

し 187 万円とするものでございます。

5 節法定福利費につきましても給与条例の改定により 7 万 4,000 円増額補正し、665 万 4,000 円とするものでございます。

16 節委託料が 400 万円減額補正し 1 億 753 万 4,000 円とするものでございます。

これは事業認可変更に係る委託料について入札による残額を減額するものでございます。

2 項営業外費用、3 目消費税、54 節消費税を 865 万円増額補正するもので、補正による収入支出構成の変動に伴い増額するものでございます。

14 ページ、15 ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入の部、1 款 1 項企業債、1 目 1 節建設改良費等の財源に充てるための企業債は 480 万円減額補正し 4 億 4,380 万円とするものでございます。国庫補助事業費の減少により借入額が確定したため減額するものでございます。

2 項負担金及び寄附金、1 目負担金及び寄附金、1 節負担金を、268 万 3,000 円増額補正し、6048 万 1,000 円とするものでございます。消火栓新設及び取替費の負担金に変更が生じるため、関係市からの負担金を増額するものでございます。

3 項補助金、1 目国庫補助金、1 節国庫補助金を 950 万円減額補正し 4 億 5,433 万 3,000 円とするものでございます。地島地区の国庫補助事業費の、減少により減額するものでございます。

2 目他会計補助金、1 節他会計補助金を 470 万円減額補正し、1,455 万 3,000 円とするものでございます。国庫補助事業費の減少に伴い、関係市からの繰入金が減額となるためでございます。

4 項出資金、1 目出資金、1 節出資金を 10 万 1,000 円減額補正し、4 億 3,957 万 4,000 円とするものでございます。福岡地区水道企業団への出資金が確定し 451 万 6,000 円となるため、関係市からの出資金を減額するものでございます。

支出の部、1 款資本的支出、1 項一般改良費、8 目事務費、16 節委託料を 2,200 万円。減額補正し 1 億 1,881 万 1,000 円とするものでございます。委託内容の見直しや入札による残額を減額するものでございます。

30 節負担金は 600 万円の減額補正し、1 億 3,250 万 9,000 円とするものでございます。

これは下水道工事に伴う配水管移設工事負担金を減額するもので関係市の下水道工事内容の精査によるものでございます。

2 項拡張事業費、1 目施設整備費 16 節委託料を 620 万円減額補正し、1,263 万円とするものでございます。下水道工事に伴い配水管布設工事の委託費用入札による委託費の入札残額を減額するものでございます。

23 節工事請負費を 3,940 万円減額補正し、1 億 8,675 万 6,000 円とするものでございます。配水管延長の工事件数が少なかったこと及び入札による残額を減額するものでございます。

3目事務費、16節委託料300万円減額補正し987万円とするものでございます。配水管延長工事の件数が少なかったため減額するものでございます。

5項目出資金、1目出資金、61節出資金を10万1,000円減額補正し、541万6,000円とするものでございます。福岡地区水道企業団への出資金確定による減額するものでございます。

以上で平成30年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第8号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を、14時30分とします。

(休憩 14：20～14：30)

○花田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、第9号議案「平成31年度宗像地区事務組合一般会計予算について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

○神山事務局長

議案書の 9 ページ、第 9 号議案について説明いたします。第 9 号議案、平成 31 年度宗像地区事務組合一般会計予算について、平成 31 年度宗像地区事務組合一般会計予算を別紙のとおり提出する。平成 31 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合 組合長原崎智仁。詳細につきましては、力丸次長のほうから説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

次長の力丸でございます。よろしくお願ひいたします。

説明につきましては、別冊のこちらの予算書のほうで説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算でございます。

第 1 条歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 2,731 万 5,000 円と定めるものです。前年度当初予算に比べまして 1,780 万 9,000 円の増額となっております。

それでは 10 ページ 11 ページ、歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金は対前年度比 1 億 3,898 万 1,000 円を増額し、18 億 3,630 万 8,000 円を計上しております。このうち 4 目の消防費負担金は、対前年度比 1 億 5,748 万 8,000 円を増額し、16 億 6,011 万 2,000 円を計上しております。

最下段、4 款財産収入、2 項財産売払収入は宗像自治会館及び消防車両の売却収入として計 2,000 円を計上しております。

12 ページ 13 ページをお願いいたします。

中段 7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入は対前年度比 6,105 万 6,000 円を減額し、3,923 万 6,000 円を計上しております。主なものは福岡都市圏消防通信指令業務の共同運用に当たり、福岡市へ派遣した消防職員の人事費負担金 1,881 万 4,000 円、共同指令センター庁舎に係る基金助成金、310 万 5,000 円、デジタル無線整備事業に係る助成金 1,532 万 3,000 円となっております。減額の主な理由としましては、平成 30 年度は、都市圏消防通信指令業務の共同運用により消防職員を福岡市へ 6 人派遣することに伴う負担金 5,017 万 4,000 円。共同指令センターの庁舎改修工事の助成金 2,841 万 2,000 円などの収入がありましたが、平成 31 年度は派遣職員が 2 人に減少すること。共同指令センターの改修工事が平成 30 年度をもって完了することによるものでございます。

8 款組合費は対前年度比 4,160 万円を減額し 1 億 1,100 万円を計上しております。水槽付消防ポンプ車 1 台の更新のほか、防災無線の再整備に係る財源といたしております。

減額の主な理由は、平成 30 年度は高規格救急自動車及び救助工作車と消防車両を 2 台購入していますが、それが 31 年度 1 台になったことに伴うものです。なお、組合債

の限度額につきましては 4 ページの第 2 表地方債に記載しております。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

14 ページ 15 ページをお願いいたします。

1 款議会費につきましては大きな変更はなく 173 万 6,000 円を計上しております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は対前年度比 64 万 7,000 円を減額し、3,547 万 6,000 円を計上しております。主な内容としましては、17 ページの説明欄中段 19 節負担金に構成市からの派遣職員 1 人分の人事費負担金として 1,100 万円を計上しております。

2 款総務費、2 項総務管理費、3 目財産管理費は、対前年度比 196 万 9,000 円を減額し、345 万 6,000 円を計上しております。主な減額理由は、本年 3 月末をもって宗像自治会館を閉館することに伴い、今年度まで計上しておりました光熱水費などの事業費をはじめ、清掃委託料や冷暖房空調補修点検料などの自治会館に係る施設維持管理費を削減したものによるものです。

20 ページ、21 ページをお願いいたします。

3 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費は対前年度比 347 万円を減額し 2,010 万 7,000 円を計上しております。主な減額理由は、任期付職員 1 人の減に伴いかかる人事費分を削減したためです。主な予算としましては、21 ページの説明中段の 19 節負担金に構成市からの派遣職員 2 人分の人事費負担金として 1,950 万 5,000 円を計上しております。

20、21 ページから 22、23 ページにかけて、ご説明させていただきます。

3 款衛生費、2 項清掃費、1 目し尿処理場は対前年度比 1,343 万 5,000 円を減額し 1 億 2,640 万 8,000 円を計上しております。減額の主な理由は平成 30 年度に計上していましたし尿処理場の工事請負費を平成 31 年度は計上していないためによるものでございます。主な予算としましては、し尿処理場の管理運営費としまして 13 節委託料に 1 億 403 万 7,000 円を計上したほか 19 節負担金補助及び交付金の構成市からの派遣職員 1 人分の人事費負担金 930 万円が挙げられます。

4 款消防費、1 項 1 目常備消防費は対前年度比 5,958 万 6,000 円の減額で、10 億 8,294 万 3,000 円を計上しております。経費の主な内容でございます。

まず、23 ページの説明欄下段の 1 職員人事費、これは救急隊の増隊に伴う職員 3 人の増員などにより、対前年度比 2,138 万 6,000 円増の 12 億 261 万 9,000 円を、計上しております。

次に、26、27 ページをお願いいたします。

5 庁舎施設維持管理費のうち説明欄の中段 13 節、委託料の最下段に庁舎管理関係委託料 170 万 5,000 円を計上しております。

これは福津署の増隊に伴う増築及び大島分遣所の老朽化に伴う修繕工事のための、設計等の委託費用です。また、同工事の費用としまして 15 節工事請負費に庁舎改修工事

請負費、2,203万8,000円を計上しております。

次に28、29ページをお願いします。

6 消防総務一般事務費のうち、19 節負担金に構成市からの派遣職員 1 人分の人物費 1,100万円を計上させていただいております。

30、31ページをお願いいたします。

主な事業といたしましては、11 消防車両維持管理事業のうち説明欄の中ごろに 18 節備品購入費がございます。水槽付消防ポンプ自動車 1 台その他資機材の更新費用などとしまして 1 億 2,013 万 9,000 円を計上しております。なお、本日の配布の、水槽付消防ポンプ自動車に関する資料がございますので後ほどご参照していただきたいと思っております。

12 通信機器整備事業費の 13 節委託料に福岡都市圏消防通信指令業務の共同運用に係る福岡市への委託料として 1 億 561 万 4,000 円を計上しております。

19 節負担金補助及び交付金の通信関係負担金として 476 万円を計上しております。これは防災無線再整備の工事請負費負担金となります。

34、35ページをお願いいたします。

5 款公債費は消防部門における施設整備や消防、車両等の購入のために借り入れた組合債の償還元金と利子でございます。対前年度比 9,770 万 8,000 円の増額で、2 億 4,901 万 4,000 円を計上しております。歳入及び歳出予算に関する説明は以上でございます。

なお 36 ページから 47 ページは給与明細書、48、49 ページには地方債の現在高調書を掲載しておりますのでご参考ください。以上で第 9 号議案、平成 31 年度宗像地区事務組合一般会計予算書の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑の方法は歳入・歳出に分けて受けます。それでは 1 ページから 13 ページまでのうち歳入に関しての質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

それでは 14 ページから最後の 49 ページまでのうち、歳出に関して質疑ございませんか。石松議員。

○石松議員

予算書の 17 ページの中程ですけれども、13 節の委託料のところに公会計制度導入業務委託料というのがあります。今日ここに来ましたら、一般会計財務処理や統一的な基

準が配布されておりますけれども、残念ながらここで中身を精査することは到底不可能でありまして、質問になりませんけれども、出来れば、来年度からは予算書配布いただく、その時に一緒にこの統一的な基準の財務書類をいただければ少し精査ができるでここで質問はできます。しかし残念ながら今日は時間の関係がありますから執行部のほうから説明してくれという無理なことは私も質問しませんので、来年からそういうふうにしていただけるということだけを確認させていただきたい。

○花田議長

神山事務局長。

○神山事務局長

出来たものですから、お手元に配付させて頂きました。これも含めて、来年度以降は決算の時か、予算の時にご説明を兼ねて、やっていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○花田議長

石松議員。

○石松議員

あわせてですけども、表が4表あるのですが、これはハズキルーペでないとわからないくらいの小さな文字で。皆さん見えますか。出来れば少しページが増えても、普通にみえる常識的な範囲で、表示をしていただきたいということもお願いしたいのですがいかがでしょうか。

○花田議長

神山事務局長。

○神山事務局長

善処いたします。

○花田議長

福田議員。

○福田議員

関連質問になりますけれども、さっき頂いた財務諸表ですが、過去の予算にかかる事なので、質問させていただきたいと思います。要はこれの貸借対照表の中で、負債

の部で、退職手当引当金これが平成 28 年度末は 4 億 1,600 万計上になっているのですけれど、平成 29 年度でこれが計上されてないというのは、これ制度の変更が何かあつたのかどうかを教えていただきたい。

○花田議長

中山総務係長。

○中山総務係長

総務課の中山でございます。退職手当引当金につきましては、退職手当組合に加入しております。昨年度から今年度分で退職手当組合のほうからの指示がありまして、用いる数字が変更となったところで数字の異動があっております。制度的に変更というのはあっておりません。

○花田議長

福田議員。

○福田議員

制度の変更がないとなると平成 29 年度のこの引当金についてはこれ横棒というのはどういう意味ですか。

○花田議長

中山総務係長。

○中山総務係長

退職手当引当金のほうにつきましては、横棒になっているのは、こちらで引き当てる金額がなくなつて、実際に今まで退職手当組合のほうへ積み立ててきた金額、そちらのほうで、今後数値として計上していくというような変更がありましたので、そういう形で、今年度は横棒ということになっております。

○花田議長

福田議員。

○福田議員

そうしますとね、貸借対照表の中で、平成 29 年度の貸借対照表これの、資産の部を見ると、固定資産のところがですね、投資その他の資産、5 番の基金ここが 6 億 1400 万ぐらいふえているのです。前年度はない。だから私はここに退職金引当金が積まれてい

るのかなって言うふうに思ったのです。それは正しいですか。

○花田議長

中山総務係長。

○中山総務係長

議員のおっしゃるとおりでございます。説明が不足しておりました。

○花田議長

福田議員、3回目です。

○福田議員

まとめて聞きますけれども、その下の流動資産の中の基金もあるじゃないですか。

これは財政調整基金と減債基金が現金で積まれていると思いますけれども、これは現金で持つ理由は何でしょうかね。というのは例えば減債基金だったらすぐ使うからということでキャッシュを持っていきたいというのはわかる。ただ、財政調整基金はある程度少し長い目で見たときには、必ずしもキャッシュで持っている必要はないのかなと。

そうすれば、もう少し違う形で、固定資産という形で少し運用益が出るような、もつとき方もあるのかなと思います。それが1点ですね。

それから、固定資産の中のこの基金で持っている6億1400万。これは、どういう形で持つおられるのかなと思うのですよね。これも運用に回せればいいなと思いますけどね。だから固定資産ですから何らかの形になっていると。それがどういう形になって持つおられるのかっていうのを2点目の質問とし、それから、固定資産の基金が6億1,400万に膨れているというのは、これは、純資産の部での、1、固定資産等形成分、これ25億100万ありますけども、これが当然膨れるわけですよね。これがどこからふえてきたのかって見ると純資産変動計算書の中ですね。その他で11億2,300万ほど膨れている。つまり、ここが膨れているから結局は引当金の部分がなくなつて固定資産の中で、基金として積まれているわけです。基金がその他として11億どこから来たのか。その原資がね、どこから来たのかなっていうのがわからないので、その3点について、教えていただきたい。

○花田議長

中山総務係長。

○中山総務係長

まず現金預金の6,892万4,000円につきましては、歳計内現金として日々の支払いに

充てております。

前年度の繰越金と現年度繰り越した分で、通常の支払用現金として、通帳に入っていた分の 29 年度末の残となっております。

続きましては基金 3 億 8,638 万 7,000 円につきましては、おっしゃるとおり財政調整基金として一部は定期預金等で運用を行っております。

続きまして無形固定資産中の基金につきましては、実際にこちら組合のほうに現金証券等は置いておりません。退職手当組合のほうで、管理運用されておる基金となっております。あと、実際に先ほど純資産変動計算書に出てくる、11 億 2,300 万の数字については今現在把握しきれどおりませんで、実際は退職手当組合のほうの現金等の数値の変更に伴うものでございまして、というところで申しわけありません、ご了承いただきたいと思います。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

では最後に、全体を通して、質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようでしたらこれをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより第 9 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり、決することに賛成の皆様の起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第 9 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 13、第 10 号議案「平成 31 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

○神山事務局長

第 10 号議案について説明いたします。第 10 号議案 平成 31 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について 平成 31 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。平成 31 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合組合長原崎智仁。詳細につきましては力丸次長のほうから説明いたします。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

それでは私のほうから先程の別冊の予算書、緑の附箋の 2 番目です。

宗像地区急患センター事業特別会計というところから説明させていただきます。

1 ページ、歳入歳出予算でございます。第 1 条歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,744 万 6,000 円と定めるものでございます。前年度当初予算に比べまして 1,046 万 6,000 円の増額としております。

それでは 8 ページ 9 ページ、歳入からご説明させていただきます。

1 款診療収入は対前年度比 815 万 3,000 円を増額し 1 億 9,931 万 6,000 円を計上しております。

2 款分担金及び負担金は対前年度比 731 万 3,000 円を増額し、5,312 万 8,000 円を計上しております。急患センター管理委託料の増額に伴い、経常費負担金が増額となっております。

4 款繰越金は 1,500 万円を見込んでおります。次に、歳出の説明をいたします。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。

1 款急患センター運営費は対前年度比 1,046 万 7,000 円を増額し 2 億 5,104 万 4,000 円を計上しております。主な支出の内容は 13 節の委託料となります。対前年度比 1,200 万 7,000 円を増額し、2 億 4,704 万 4,000 円を計上しております。急患センターの管理運営につきましては、宗像医師会へ委託しております。増額の主な理由としましては、次年度ゴールデンウィークが 10 連休などに伴う医師等の勤務時間の増加、それから、消費税の改定に伴うものでございます。

2 款公債費は急患センターの移転事業に伴う平成 9 年度及び平成 10 年度の起債に対する償還元金と利子 1,440 万 2,000 円を計上しております。

なお、12、13 ページは給与明細書。14、15 ページは地方債の現在高調書を掲載しておりますのでご参照ください。

以上で、第 10 号議案 平成 31 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。福田議員。

○福田議員

毎年お聞きして恐縮ですけれども、収入の部分で急患センターの外来収入、本年度は前年度と比べて少し増えているので、いいのか悪いかわかりませんけれども、1 億 9,900 万。この内訳を年報で見ると、外来患者さんの区分けがわかるわけですね。

外来患者さんの住所の内訳は、福津市・宗像市合わせて 7 割ぐらいだったですよね。

後はまた近隣の市町からこられていると。この分担金はやはり支出の部ですね、宗像市・福津市、両市で負担しているという中で、もう少し宗像市・福津市以外で利用されている近隣の市町の皆様から、ぜひ負担金としてご協力ををしていただきたいと。

これ毎年お聞きしていることですけど、お願いをしているのだけども、なかなかというのが実情でしょう。皆さん努力を続けられていると思います。その後はいかがでしょうか。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

努力しているかどうかの質問と、少しかみ合わないところもございますけども、ここ の医療センターは、どなたでも使える医療法に基づいての施設となっているということ が前提で、それと一次患者様は、自力で出てきて軽微な治療する施設だと思っておりま す。議員が言われるとおり宗像の急患センターに、古賀市の方等々来られますけれども、 私も少し調査させていただいて、古賀のほうにも同じような施設がございまして、そこ にも、やはり宗像市・福津市地域の方が、行ってあるという状況をつかんでおります。 ですから、これは少し政策的なところもあってですね。分担金を問うのが正しいかどうか わかりませんけれども、今の経営状況を続けさせていただければとそのように考えて おります。

○花田議長

福田議員。

○福田議員

今のご答弁ですと、お互い様、持ちつ持たれつと思思いますけれども。要は、組合から分担金を出している以上は、こちらの患者さんの方が少ない、遠くから来ておられる患者さんの方が多いというような差を分担金という形でいただくというようなことも今後、続けて努力していただきたいと思います。そうすると入ってくるものが少ない、出ているものが多いとなった時には、委託金も年々上がってきています。委託金についてはどれくらい精査されているのかと。要は委託金として医師会病院にお願いしていると。その中でいろいろな理由は言われるでしょうが、それをそのままお支払いになられるというのはいかがなものかと思います。ですから年々委託料が上がってきているその中で、精査していただいて、ある程度はあちらと交渉のようなことはしっかりとしていただいて、これ以上負担金が増えないよう、努力はしていただきたいと思います。その辺はいかがでしょう。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

今の質問でございますけども、この急患センターの事業費の委託料の 77%が人件費でございます。今回予算計上で増額させていただいている理由も先ほど話ましたとおり、年間の休日、ゴールデンウィーク等が増えれば、医師に支払う手当が看護師、受付まで含めて、比例してふえるということになります。その人件費が高いのではないかということですね、我々もいろいろ調査させていただきました。今、医師の手当につきましてはですね。時給 1 万円程度ですね。準夜、深夜という形で割り増し賃金を支払わせていただいておりますけども、ほかの地域からのアンケート調査等もございますけども比較させていただいてても、決して、高い賃金を支払うということ等もございませんし、残りの費用につきましてはですね、やはり医療事務を行う上で、光熱水費それから医療器材等ですね。こちらで精査させていただいた上で、当然協議させていただいて、不要なものについては削減をさせていただいております。ですから、今後も、いわれますとおり中身をチェックさせていただきながら、必要経費のみを予算計上させていただきたいとそのように考えております。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより第 10 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって第 10 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 14、第 11 号議案「平成 31 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

○神山事務局長

第 11 号議案について説明いたします。第 11 号議案、平成 31 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算について、平成 31 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。平成 31 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合組合長原崎智仁。詳細につきましては、石松経営施設課長が行いますので、よろしくお願い申し上げます。

○花田議長

石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

経営施設課の石松でございます。私のほうから第 11 号議案、平成 31 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計について説明させていただきます。

別冊の予算書の本木簡易水道事業特別会計の予算書 1 ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,732 万 2,000 円と定めるものでございます。平成 30 年度当初予算と比べまして、1,824 万 1,000 円の増額となっております。

それでは、予算書の内容につきまして事項別明細に沿ってご説明申し上げます。

まず歳入から御説明いたします。6 ページ、7 ページをお開きください。

1 款事業収入は前年度より 5 万 1,000 円増額し、145 万 3,000 円を計上しております。主なものとしましては、簡易水道使用料現年度分 145 万 1,000 円となっております。

2 款分担金及び負担金は 1,000 円を計上しております。

3 款繰入金は、福津市からの繰入金で前年度より 1,819 万円増額し、2,586 万 6,000 円を計上しております。増額の主な理由としましては事業費の増額によるものでございます。

4 款繰越金、5 款諸収入は、それぞれ 1,000 円を計上いたしております。

次に歳出の説明をいたします。8 ページ 9 ページをお開き願います。

1 款総務費は前年度より 39 万円増額し、503 万 5,000 円を計上いたしております。主な支出としましては、13 節委託料で北九州市への包括委託料 473 万 1,000 円を含め、501 万 9,000 円を計上しております。包括委託料の内訳としましては、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料負担金補助及び交付金となっております。

続きまして 2 款事業費は前年度より 1,785 万円増額し、1,960 万円を計上しております。内容といたしましては、13 節の委託料で、こちらは福津市の下水道工事に伴う配水管布設替工事などの測量設計委託料を 1,250 万円。15 節工事請負費で減圧弁の設置工事費となります。経費として 710 万円を計上するものでございます。

3 款公債費は、償還元金及び利子に係るもので 223 万 7,000 円を計上しております。

4 款予備費は、前年度と同額の 45 万円を計上いたしております。

以上簡単でございますが、これで説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

討論を終結いたします。これより、第 11 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

日程 15、第 12 号議案「平成 31 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

○神山事務局長

第 12 号議案について説明いたします。第 12 号議案、平成 31 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について、平成 31 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。平成 31 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合 組合長原崎智仁。

詳細につきましては、石松経営施設課長が行います。

○花田議長

石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

第 12 号議案 平成 31 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。別冊予算書の水道事業会計予算の 1 ページをお開き願います。

平成 31 年度予算におきましては、国庫補助事業であります水道事業広域化促進事業を活用いたしまして、配水管布設替工事などの老朽管更新事業を予定しております、水道水のさらなる安定供給に努めることといたしております。

また、平成 31 年度から大島簡易水道事業特別会計を水道事業会計に統合することによりまして、これまでの水道事業会計予算に追加して計上させていただいております。

事業統合する地島関係の予算につきましても、収益的支出の 1 目原水及び浄水費と 2 目配水及び給水費へ、今回追加となります大島関係の予算につきましては、5 目の簡易水道事業費へ所要額を計上いたしております。なお、久末ダム東部浄水場関連施設を来年度 31 年度に福津市へ返還することに伴いまして、特別損失を計上いたしております。この、詳細につきましては後ほど説明をさせていただきます。

続きまして第 2 条で業務の予定を定めております。年間総給水量は 1,365 万 1,538 立方メートルを予定しており、大島の分も含めまして前年度に対して、0.6% の伸びを見込んでおります。それから、主な建設改良事業といたしまして、老朽化した水道管の布設替を行う一般改良事業費としまして 10 億 7,989 万 5,000 円。新規の水道管布設等を行う拡張事業といたしまして 1 億 6,989 万円を計上いたしております。

第 3 条及び第 4 条につきましては後ほど事項別明細書で説明をさせていただきます。

続いて 2 ページをお開き願います。第 4 条の 2、特例的収入及び支出について定めております。これは大島簡易水道事業特別会計が平成 30 年度をもちまして、打ち切り決算となります。これは水道事業を平成 31 年度から大島簡易水道事業を水道事業会計と

統合するに当たりまして、平成 30 年度は、通常であれば出納整理期間がございまして 5 月までに決算を行うところでございますが、会計統合に伴いまして 3 月末で打ち切り決算となるためでございます。

それに当たりまして未払となります未払金、未収となります未収金をこの条文で定めているものでございます。

第 5 条では企業債について定めております。限度額は 3 億 1,440 万円としております。

続きまして 3 ページをごらん願います。第 6 条一時借入金の限度額につきましては、企業債と同額の 3 億 1,440 万円としております。

第 7 条では予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項目について定めております。

第 8 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費として 2,945 万円 6,000 円としております。

第 9 条、他会計からの補助金につきましては、それぞれ関係市から水道関係に補助を受ける金額を計上しております、金額は 1,797 万 5,000 円でございます。

第 10 条、棚卸資産購入限度額につきましては、緊急に必要となります水道施設を修理資材や支給材料についての購入限度額を定めるものの条項でございまして限度額として、1 億 2,779 万 1,000 円としております。

第 11 条重要な資産の処分につきましては、久末ダム東部浄水場関連施設の用途廃止に伴いまして福津市へ譲渡するためのものでございます。続きまして、予算に関する説明書についてです。

5 ページをお開き願います。このページから 8 ページまでは平成 31 年度予算の実施計画について計算したものでございます。

23 ページ以降の事項別明細書により説明を行いますので、内容についてはここでは省略をさせていただきます。

9 ページの予定キャッシュフロー計算書でございますが、これは 1 会計期間におけるキャッシュフローを、業務活動、投資活動、財務活動の三つに区分して表示したものです。貸借対照表や損益計算書とあわせまして、経営状況が明示されるものであります。資金期末残高は 52 億 3,037 万 8,412 円を予定いたしております。

次に、10 ページ 11 ページをお開き願います。給与費の明細を掲載しております。

まず 1 総括ですが、平成 31 年度と平成 30 年度の職員数と給与について比較を行っております。

12 ページから 15 ページにかけましては、給料及び手当の増減額の明細、給料及び手当の状況を掲載いたしております。

16 ページ、17 ページをお開き願います。平成 31 年度当初予算額計上額をベースにして、決算を見込んだ予定貸借対照表を掲載いたしております。期末の資産合計、負債資本合計それぞれ 383 億 9,645 万 1,080 円を予定いたしております。

なお、こちらの 17 ページの資本の部、7 剰余金 (2) 利益剰余金に当年度未処分利益剰余金 ③当年度純損失は、26 億 541 万 8,358 万円となる予定でございます。

これは、久末ダム東部浄水場関連施設を除却することによるもので、前年度繰越剰余金と合わせまして、6 億 6,389 万 8,251 円の欠損金が生じることとなっております。この欠損金につきましては、決算の確定時に利益積立金などの利益剰余金により処理する予定といたしております。

続きまして 18 ページ 19 ページをお開き願います。平成 30 年度決算見込みによる、平成 30 年度末予定貸借対照表を付けております。

資産合計負債資本合計それぞれ 400 億 3,747 万 3,409 円を予定しております。

続いて 20 ページをごらんください。平成 30 年度、決算見込みによります予定損益計算書を計算しております。

平成 30 年度の純利益としまして、3 億 5,308 万 1,941 円を予定いたしております。

21 ページ、22 ページをごらん願います。これは財務諸表を作成するに当たり、採用した会計処理の基準及び手続を掲載しております。

続きまして事項別明細書の説明に入らせていただきます。

23 ページをお開き願います。主なものにつきましてご説明いたします。

収益的収支の収入の部でございますが、1 款水道事業収益につきましては、34 億 4,705 万 6,000 円を予定いたしております。1 項営業収益、1 目給水収益につきましては、26 億 9,642 万 2,000 円を計上しております。2 目受託工事収益は宗像市が負担する道路舗装工事代金としての 4,000 万円を計上いたしております。3 目その他営業収益は 1 億 4,086 万 8,000 円を計上しております。このうち 2 節手数料は下水道使用料等徴収事務手数料等で 1 億 3,467 万 5,000 円を計上しております。3 節他会計負担金は 591 万 7,000 円を計上しており、このうち、福津市からの負担金といたしまして、久末ダム東部浄水場関連施設の管理費 561 万 7,000 円を計上しております。

2 項営業外収益は 5 億 6,976 万 4,000 円を計上しております。このうち加入金は水道利用加入金といたしまして、1 億 531 万 2,000 円を計上しております。

24 ページをお開き願います。

8 目、長期前受金戻入は、4 億 3,687 万 2,000 円を計上しております。

これは予定貸借対照表の長期前受金に計上いたしました未償却相当額のうち、当年度償却分を収益としたものでございます。

25 ページをご覧願います。収益的収支の支出の部ですが、1 款水道事業費用は 59 億 4,516 万円を計上しております。1 項営業費用、1 目原水及び浄水費は 9 億 796 万 2,000 円を計上しております。このうち 16 節委託料は北九州市への包括業務委託料 3 億 4,083 万円が主なもので 3 億 5,016 万円 3,000 円を計上しております。包括業務委託料の内訳としまして、消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、委託料、手数料、修繕費、動力費薬品費となっております。32 節受水費は、北九州市及び福岡地区水道企業団からの

受水費用で 5 億 5,061 万 4,000 円を計上しております。受水量は北九州市から 1 日当たり 1 万 3,000 立方メートル、福岡地区水道企業団から 1 日、最大 2,400 立方メートルを受水する予定でございます。

26 ページ 27 ページをご覧いただきます。2 目配水及び給水費は、2 億 6,448 万円を計上しております。このうち 16 節委託料は北九州市の包括業務委託料、2 億 5,974 万 2,000 円が主なもので 2 億 6,155 万 8,000 円を計上しております。包括業務委託料の内訳としまして備消耗品費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料、修繕費、工事請負費、動力費となっております。

3 目受託工事費は、宗像市が負担する道路舗装工事費として、収入のうち受託工事収益と同額の 4,000 万円を計上しております。

4 目総係費は、4 億 671 万 6,000 円を計上いたしております。そのうち 16 節委託料につきましては、水安全計画作成等の委託費 657 万 8,000 円、久末ダム、東部上水道関連施設に係る経費 561 万 7,000 円。北九州市の包括業務委託料 9,646 万 2,000 円が主なもので計 1 億 1,368 万 2,000 円を計上しております。

包括業務委託料の中で内訳としましては、負担金となっております。30 節負担金は、関係市からの派遣職員の負担金等を 4,590 万 4,000 円。北九州市への包括業務委託料 1 億 7,829 万 9,000 円で 2 億 2,339 万 3,000 円を計上しております。包括業務委託料の内訳としまして、備消耗品費、通信運搬費、委託料、手数料、使用料、修繕費、負担金となっております。

28 ページ、29 ページをお開き願います。

5 目簡易水道事業費は、大島簡易水道の経費、2,523 万 8,000 円を計上しております。16 節委託料は北九州市への包括委託料 2,457 万円が主なもので 2,507 万円を計上いたしております。包括業務委託料の内訳としまして備消耗品費、光熱水費、通信運搬費、委託料、手数料、使用料、修繕費、工事請負費、薬品費となっております。

6 目減価償却費は 11 億 6,128 万 8,000 円を計上しております。7 目資産減耗費は 4,412 万 1,000 円を計上いたしております。

2 項営業外費用は 6,000 万 6,000 円を計上しております。このうち 1 目は、支払利息でございまして、5,924 万 5,000 円を計上しております。

3 項特別損失といたしまして、今年度 30 億 3,034 万 9,000 円を計上しております。内訳としましては、過年度損益修正損で 250 万円。5 目、その他、特別損失をいたしまして、東部浄水場久末ダム関連施設の返還に伴う除却費としまして、30 億 1,355 万 3,000 円。

それから、除却に伴います企業債の繰上償還補償金としまして、1,429 万 6,000 円を計上いたしております。なお、除却費の主な内訳といたしましては、土地代としまして、17 億 2,000 万円、建物としまして約 4,000 万円、構築物としまして 10 億 6,000 万円、機械及び装置としまして、約 1 億 9,000 万円の内訳となっております。

30 ページをごらんください。資本的収支でございます。まず収入の部でございます。

1 款 1 項企業債、1 目建設改良費等の財源に充てるための企業債は水道施設整備に係る財源としまして 3 億 1,440 万円を計上しております。

2 項 1 目負担金及び寄附金につきましては 1,646 万円を計上しております。主な内訳としましては関係市からの消火栓設置費負担金 1,520 万円でございます。

3 項補助金は 2 億 7,683 万 3,000 円を計上しております。1 目国庫補助金としまして広域化促進事業で 2 億 6,374 万 6,000 円を計上しており、2 目他会計補助金は、簡易水道事業経費に係ります宗像市からの補助金 1,308 万 7,000 円を計上いたしております。

4 項 1 目出資金は広域化促進事業の建設改良費にかかります関係市からの出資金や福岡地区水道企業団への関係市からの出資金等で 2 億 7,186 万 9,000 円を計上しております。

31 ページをご覧願います。資本的支出でございます。1 款 1 項一般改良費として 13 億 4,043 万 4,000 円を計上しております。2 目取水施設、23 節工事請負費としまして、大島第 5 水源の電気設備等の工事費としまして 3,658 万 6,000 円を計上しております。

4 目浄水施設費、16 節委託料として多礼浄水場と電気設備更新基本設計としまして 3,685 万円。23 節工事請負費として多礼浄水場中央監視室モニター更新工事等費用としまして、950 万 7,000 円を計上しております。

6 目配水施設費、23 節の工事請負費として老朽化しました配水管の布設や事業等で 10 億 7,989 万 5,000 円を計上しております。なお本日、議案資料といたしまして、平成 31 年度の工事予定箇所の福津市・宗像市の双方での資料として配布いたしておりますのでご覧願えればと思っております。続いて 8 目事務費としまして、10 億 7,123 万 3,000 円を計上しております。

16 節委託料は配水管布設替え測量設計等で 4,544 万 5,000 円を計上しております。

30 節負担金は関係市からの派遣職員の負担金 1,750 万 3,000 円、北九州市への包括業務委託料 1 億 224 万 8,000 円が主なもので、1 億 2,575 万 1,000 円を計上しております。包括業務委託料の内訳としましては代替執行に伴う負担金となっております。

32 ページをご覧願います。

2 項拡張事業費は 1 億 8,903 万 6,000 円を計上しております。

1 目施設整備費、16 節委託料は福津市下水道工事に伴う配水管布設工事等の委託費で、7,553 万円を計上しております。

23 節工事請負費は配水管布設工事等の費用で 9,436 万円を計上しております。3 目事務費、16 節委託料は配水管移設測量設計等で、1,912 万円を計上しております。

次に、3 項 1 目企業債償還につきましては、3 億 5,883 万 5,000 円を計上しております。このうち、1 億 2,167 万 4,000 円は、東部浄水場及び西郷川取水に関する繰り上げ償還金の予定額でございます。5 項 1 目出資金 729 万 9,000 円は、福岡地区水道企業団へ出資するための費用で関係市から受け入れる額を計上しております。6 項 1 目有価証

券取得費は、資金運用として有価証券購入費といたしまして、1億円を計上しております。以上で平成31年度を宗像地区事務組合水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。福田議員。

○福田議員

先程の支出の部で特別損益が30億3,000万ぐらい出ていましたよね。これは東部浄水場と久末ダムの除去費ということで約30億あがっています。貸借対照表の中で、当年度の純損失、これも久末ダム処分ということで先ほど26億ほどのマイナスになっていましたよね。この4億の差っていうのは何なのでしょうか。

○花田議長

石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

17ページの当年度純損失といいますのは、営業収益が経常収益ですね、そちらのプラスの部分と、こちらの特別損失のマイナス分との合算でこの数字になっております。以上でございます。

○花田議長

よろしいですか。福田議員。

○福田議員

はい。わかりました。ありがとうございました。

それで、有価証券10億円、これを運用をどういうふうにされているのかなということをお聞きしたいのと、当年度の利益剰余金があるわけですが、経営統合して10年たち今年度いっぱい国交省の補助金がなくなります。要はこれから管が老朽化していますよと。今後これを国庫補助金なしでどう布設替していくかということでしょうけれども、その辺の考え方をお聞きしたい。

○花田議長

石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

1 点目のご質問、有価証券についてのご質問でございますが、こちら従前は、定期預金で持っておりましたが監査委員等の指摘を受けまして、資金運用をしなさいという事で、平成 24 年度から毎年、有価証券を購入しております。現在 24 年度が 3 億円。これは大阪の府債を購入しております。同じく 24 年度に愛知の県債、こちら 1 億円。25 年度に政府保証債 1 億円。同じく、政府保証債として 2 億円。平成 29 年度に 20 年物国債で 1 億円。平成 30 年度に福岡県の公募公債 1 億円を購入いたしまして、保有しております。利息を得て、当初予算としましては 1,052 万 4,000 円を計上させていただいております。

補助金が切れた 31 年度末の現金預金等予定としまして、52 億ほど予定をしております。経営戦略の中でもうたっておりますけれども、来年度いっぱい大きな事業に係る国庫補助金としまして事業費の 3 分の 1。それと同じ 3 分の 1 を構成市からも出資金、あとは必要な部分において企業債の借り入れ等で賄っております。

32 年度以降につきましては、この補助金が切れます。今のところ、いろんな補助メニューを探しておりますが、うちの事業に該当する補助メニューは今のところ見当たらぬ状況でございまして、今後、朝の一般質問で石松議員からお尋ねがありましたけれども、103 億円程度の今後、投資計画を見込んでおります。この財源といたしまして、国庫補助金は計上しておりません。それから、なるべく企業債は起こさない。借金をしないと。あとは、3 条の方を、収益的収支で生じる、損益勘定を留保資金を利用して主な財源として充てる予定でございまして、主たるものとしましては、減価償却費それから減債積立金等がありますので、その辺を見込んでおりますので、当面、料金を改定する予定はないとしております。以上でございます。

○花田議長

福田議員。3 回目です。

○福田議員

補助金がなくなったら、あと自分の手持ちでもやっていくしかないということだろうと思います。そうしたときにお金を余らせてもしようがないと私は思いますよ。積極的にやっていくと。そうしないと老朽管をそのままにしていると水漏れが起こると、せっかくおいしい水をつくって送っても 100% 飲んでいただけないとロスが、製造業で言えば、歩留まりが悪くなってくるわけですからね。そういう意味では早く布設替をやっていくしかないと私は思いますよ。そうしたときに、やはりこれだけの財源があって、しかも北九州へ包括委託をしている。そして福北導水管で緊急導水管からトン当たり今 120 円ですかね、市民の皆様にはそれを実際には 1 トン当たり水道料金 185 円くらいで飲んでいただいていると。この差を、本来であれば北九州の市民は 1 トン当たり 90 円払っています。それを宗像市に引っ越してきました。そうすると水道料金倍ぐらいする

よね。高いよね、というところが本当に市民の切実な声ですよ。そうしたときに幾らおいしく安心安全な水を、供給してもそれが高いと。これはいかがなのかと。北九州も同じ水を飲んで 90 円だったら北九州いこうよと。福岡市も同じくトン当たり 90 円で飲めるよと。だったら、どっちかに行こうよっていうことに、ならないとも限らない。宗像・福津は住みやすいですよと、住んでいただこうとするのに、同じ水飲んで、倍高いっていうのはね、非常にいかがなものかと思いますよね。水道料金の値下げも計画されてないわけ。そうすると、北九州市等の協定で、トン当たり 120 円で買ってこれをいつまで北九州市さんが 120 円で売ってくれるこれわからない話でしょ。

将来全然見えないでしょ確約ないのだから。そうすると、今のうちにこのお金があるうちにどんどん使って、先手、先手で、攻めの経営をしていただきたいと思うのです、これは企業会計ですから、だからこれ企業ですよ。行政じゃないですよ。ここは。

ですから、そういう攻めの経営の感覚を持っていただいて、できるときにやっていいたらいいではないかなというふうに思いますよ。いかがでしょうか。

○花田議長

神山事務局長。

○神山事務局長

まさにおっしゃるとおりだと思います。それが 50 何億あった私どもとしましても今、近々にあるのがいわゆる老朽管であるとか耐震化であるとかそういうことを目指しているのであって、まずは安心安全な水を提供していかなければならない、そして効率的な経営をして、値上げをするような状況にならないようにやっていくということにつきるわけですが、今後も議員がおっしゃるような、積極的な経営、健全な経営を目指していきたいと考えております。以上です。

○花田議長

蒲生議員。

○蒲生議員

31 ページの支出の部分でございます。6 款の配水施設費でございます。今、配水管布設工事のことでお話がございました。実は昨年選挙をやっておりまして、若木台周辺で相当工事が立て込んで行われておりました。年末でございましたが、見ていて生活に支障が起りそうな状況まで混んだ工事が行われていたという実態があります。

そういう中で、工事の発注時期を、工区がはっきりわかっているのに、なぜあのような形で詰まつてくるのかなと、住民の方も相当閉口してあって、今通れた道が、もう通れないというような現状があつたりして、その辺の、まず時期の考え方っていうのはど

ういうふうにしておられるのかが 1 点。

それとですね、水道工事はよく知っているつもりであります、カッターを入れていいその範囲のみの工事にどうしてもなってくることがあるんですが、マンホールならマンホールのフチだけカッターを切って、そうなるとそこは実は道路としては通れないんですが、通行止めもせずに、実際、片側で通らせたりとか、危なくて。横に子どもが通っているという現実もあったりするものですから、やはり、この辺通行止めとかですね、この工事金額に対して夜間工事まで入れる金額はないのだろうなっていう気もするのですが、ある程度の交通整理をしないと、事故があれば、その工事を請け負っている会社だけではなくて発注元も問題ではと思っております。

この 2 点ちょっと確認のためお伺いしたいと思います。

○花田議長

志賀施設係長。

○志賀施設係長

いろいろと住民の方々につきましては、工事が立て込んでおりまして、生活上支障が出るような状況になっておるというところも私ども承知はしております。ただし若木台地区につきましては、大変、昨今、漏水が増えておりますし、また団地開発当初からの、ＶＰ管でございますけれども、大変漏水が多いというところで集中的に更新をかけておるような状況でございます。発注時期といたしましては上半期下半期に分けて、極力う回路がとれるような状況というのを考えた上での発注計画を立てておりますけれども、やはり諸般の事情によりまして業者の方がどうしても手がまわらないだとか、工期がおしてまいりまして、結果そういうようなご迷惑おかげしておるという状況になっておりますので、今後また改めて発注時期等はなるべく早期発注、竣工後、次の工事現場を速やかに入るというふうなところで取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

また夜間工事のご質問でございますけれども、住宅地の中で夜間工事を行うということにつきましては、騒音の問題等ありますし、非常に厳しいところがございます。国道県道あたりであれば、道路占用を出した段階で県警のほうからここは夜間工事指定というふうな形でくるんでございますけれども、団地の中で夜間掘るということで結構な騒音が出ますから、夜間については非常に厳しいものがあるのかなというふうに感じております。日中工事ということでさせていただいているような状況でございますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○花田議長

蒲生議員。

○蒲生議員

夜間と言ったわけではなくて、要は交通規制を少しかけたほうがいいのではないかというふうな、要は、誘導員を見ておられないのかなと思っております。メイン道路では見ておられるのですけども、入ったところはですね、結局マンホールはもう、片側はカッターで落ちているという状況の中で見て、通れなくて、という形で、そこに誘導をかけているわけではないわけですし、そういうのを多々見ました。

そういうところを発注サイドでも、その辺の予算までちゃんと入っているのか、これを1つお聞きしておきたいと思います。

それと、最終的にこの工事が大事だというのはよく住民の方もご承知だと思いますが、最後終わったあとに、どうしてもカッターを入れたところのみの舗装になってくるということで、最後道路がやっぱりガタガタになるということで、最終的にガタガタの道路はどうするのだ、というようなお話を最後出てまいります。

この辺の事務組合としての御意見、実は私、下水をやっておったときに、福津市が下水をやっておったときにその道路を、下水をやると、どうしても歩道のほうまで下がっていたりするものですから、できればもう歩道までいっぺんに直すとか全部直してくださいということでお願いして今、下水をやるときには大体舗道のところまで影響するここまで直していただいて、それは下水道だからできる深さもありますしある程度できるんですけども、要は舗装をかけるというときに、最後全部きれいにしてかけて出していくだけるのであればいいのですけどもどうしてもそれが残るとなれば、予算のこととかあります。その辺の考え方を明確にお聞きしたいなと思います。

○花田議長

志賀施設係長。

○志賀施設係長

まず1点目誘導員の件についてご回答させていただきます。一応私どものほうで設計するに当たりまして、片側通行を行うということが基本でございますので、所要の誘導については設計上計上させていただいております。

またご指摘がありましたとおり、誘導員がいなかつたという事実があるということをございますので詳細のほうを確認のほうさせていただければなと思いますので、よろしくお願ひいたします。また片側通行になって危険なところがあるというところですけれども、当工事につきましては当然まだ工事着手を行っていないというところで当工後、の工事着手というところで定めておりますのでまたそのあたりについても、業者のほう徹底的な指導を行わせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

道路の復旧について、でございますけれども、基本的に6メーター未満とかの道路で

あれば、ほとんど全面復旧というふうな指導がかかってまいりますけれども、6 メーター以上の道路になれば、道路管理者との協議の上で、最低限平面の道路復旧というふうなところで協議をさせていただいております。

その取り扱いにつきましては、宗像市につきましては残った部分についても舗装が傷んでいるところがございますので、受託工事費ということで 4,000 万円ほど予算計上させていただいております。

また福津市につきましては道路管理者とそのあたりをどうするのかというところ調整をさせていただいて、今後、そういうふうに全面きれいな舗装ができるようになればいいなどというふうには思っておりますので、ちょっと温かい目で見守っていただければと思います。よろしくお願ひいたします

○花田議長

ではここで暫時休憩といたします。再開を 16 時とします。

(休憩 15：48～16：00)

○花田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。横山議員。

○横山議員

1 点だけ教えていただきたいのですが、資料の 11、12 号議案で、北九州の委託というのがありますね、この中に大島の簡易水道の件ですが、膜ろ過設備の改修工事で浄水場の中だと思うのですが、これが 458 万 1,000 円です。これが、単年度で全部終わるのかっていうことと 450 万ぐらいで全部でき上がるのかっていうのは知りたいものですから。よろしくお願ひします。

○花田議長

志賀施設係長。

○志賀施設係長

確認させていただきますと北九州包括委託の 2 ページ中段の膜ろ過施設周辺の 458 万 1,000 円の件ということでございますね。これは地下水を上水にするために膜ろ過設備を使って浄水をしております。膜ろ過の材質自体が、2 年に 1 回ほど薬品洗浄を行う必要がありまして、それに要する費用ということで 2 年に 1 回 400 万なり 500 万弱という金額が上がってくるということでございます。中身につきましては膜ろ過施設の膜ろ過材の洗浄費用でございます。以上です。

○花田議長

よろしいですか。横山議員。

○横山議員

材質の中の取りかえの費用分ということですね、そうですね、はい。

○花田議長

よろしいですか。ほかに。末吉議員。

○末吉議員

北九州への包括委託の件でお聞きしたいと思うのですけども、30 年度と 31 年度で 2,300 万ほど差額が出ておりますよね。それでこの差額はそれぞれいろんな費目に細かく分散されているのだろうというふうには思うのですが、そこでお聞きしたいのは包括委託で 1 番懸念しておりました、設計を含めて包括委託する、個別の工事について、設計そのものは北九州に委託しておりますよね。それで、工事を実際発注して現場等から、設計変更をせざるを得ないという要望が上がったときに、その判断はあくまでも事務組合の担当で、設計変更するかしないとか、こういったことを決めるような仕組みになっていると思うのですね。それで、平成 30 年度で実際発注した工事の件数のうちに、いわゆる設計変更の申請が上がってきたのは何件で、変更額がどのぐらいになっているのかっていうのはわかりますよね。

○花田議長

よろしいですか。志賀施設係長。

○志賀施設係長

今、お話を 3 点ほどいただきました。1 点目は 30 年度 31 年度に対して、2,300 万ほど額がふえている事、2 点目について設計内容の変更内容について、3 点目が発注したうちの変更案件が何件で幾らぐらいかと、いうお話をございます。

まず 1 点目、30 年度 31 年度比較して 2,300 万ほど増えている部分につきましては、ほとんどが 8%から 10%の消費税改定分でございます。10 億あれば当然 2%で 2,000 万出ますので、ほとんど税抜であれば、変わらないというふうにご理解いただければと思っております。

2 点目の設計内容の変更案計についてでございますけれども、現場のほうで、やはり掘ると支障物件があつたりだとか、できなかつたりとかということで、北九州市含め、その都度、設計協議を行いながら変更に値するのかしないのかというところで、協議を

行いながら、変更について意見を戦わせてやっておるという状況でございます。

3点目の発注件数、変更案件が何件で幾らかという話でございますけども、ちょっと今詳しいデータについて手持ちがございませんけれども、発注した工事のうち、ほとんど変更が起きておるという状況でございます。

中には、変更金額0円、ただし、発注の内容が変わりましたと。変更設計組んだところを現契約と同じであると。ただし、設計内容が変わったということで0円ということでも変更設計を行いますので、そのあたり含めてみればもうほとんどが変更案件になっているというふうにご理解いただいていいかと思っております。

また詳しい資料につきましては、取りまとめのほうさせていただいたてまた後日でもお届けさせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○花田議長

末吉議員。

○末吉議員

私がこの点を、お聞きしたのは二つの側面があるのですけども、一つは、北九州に包括委託していく上で、技術力の継承を非常に危惧してこれをどう技術力を継承していくのかと水道事業においてですね、その観点に立ったときに、水道事業をやっている事務組合として、その技術力というのが、どういうふうに継承されていくのかっていうところでね、危惧するのは、今、詳しくは言いませんけども、一昨年、水道管の布設替えで、大井において工事をやったところ、そこは軟弱地盤で、矢板も打たずに工事をやってしまったと。その結果、地盤沈下あるいはそういった事案があつて、今、事務組合と争つておられる方がおられますよね。こういう例なんかですね、かつての事務組合あるいは水道企業団の時には、設計は職員含めて地元に精通してあるいは施工実績がある中で、地域の土質はどうなのか、井戸の状況はどうなのか。こういった地元ならではの情報に基づいて設計、そして設計の特記仕様こういったものがなされて実際工事をされていたと思うのです。ところが北九州に包括委託することによって、その辺が非常にざっくりというか、私1番驚いたのはこういう軟弱地盤のところで矢板も打たずに、なぜ工事されたんですかっていう、多分事務組合に問い合わせがあったと思うんですけども、その回答たるやですね、いやそこは、かつて下水道事業をして、実際された後だから問題がないという回答ですよ。下水道事業をやるときに、どう特殊な工法でね、下水道事業やつたのかと。いう調査の上にそういう回答されたのならわかりますけども、そういう回答じゃなかったのです。私1番本当危惧するのはそういう技術的なものがね、この事務組合の中から何かこう。担当職員は楽ですよ。技術的なものは全部委託で北九州がしてくれるのですから、楽だけども、実態はどうなのかっていうところ私どももやっぱり見ていく必要があると思うのですね、大小、先ほど一斉に水道工事の布設替やってしま

ったというのも一つの例かもしれません。若木台での話を出されましたけれども、こういった意味で、やはり何でいうか、いわゆる水道事業における技術の継承という観点から考えたときには、本当にどうなのかというチェックが。本事務組合としては、どう検証されていくのかっていうことをまず、お聞きしたいと思います。

○花田議長

神山事務局長。

○神山事務局長

技術継承につきましては先ほどお答えしたとおり、やはり今のところ、現場については北九州市に任せているところでございますし、変更契約、設計につきましては、まだ今、私どもにはそういう精通した職員がまだおりますので、そういう形で、今までやっているところであります。

しかしながら、議員ご指摘の通り今後そこまでのいわゆる設計に関する知識を持った職員が集まるのかどうかということについてはそれぞれ皆さんにもお諮りしながらですね、関係市とも協議しながらやっていきたいと思いますし、知識を持ったにしても、いわゆる宗像地区独特の、地盤であるとかそういうところもあるというような、知識についてはまた別のような知識になろうかと思いますので、そこまでなかなかそういう意味では技術の継承というのは簡単にはいかないものだとは考えておりますけれども、少なくとも、知識経験のある職員を育てていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

もう一つ、今、争いとおっしゃられましたけれども、まだ争いになっておらず、意見のやりとり、お問い合わせがあったということでございますので、私どもといたしましてはそういう意味を持って通常の問題のない工事をやっておるという立場でございますので、そのところはまた、もし、そういう形でそれでもご納得がいかないなら、また、お話し合いを続けていきたいと考えております。以上でございます。

○花田議長

末吉議員。いいですか。

ほかにございませんか。石松議員。

○石松議員

資本的収支の件でも質問していいのでしょうか。

○花田議長

はい、どうぞ。

○石松議員

では予算書の 31 ページ、1 款 1 項 4 目の浄水施設費の委託料 3,685 万円。備考のとこ見ましたら、多礼浄水場の電気設備更新基本設計で 3,685 万円が計上されております。このことはですね、経営戦略のところのページで言えば 14、15 ページまた 19 ページあたりに関連の資料が載っている。一つ、まずお聞きしたいことは、この 3,600 万ですけれども、この内容は、いわゆる経営戦略の中の 14、15 のとこにあります多礼浄水場の電気設備更新工事の内容があって、金額が書いてあります。それとまた 15 ページのほうにはこれを平成 30 年度から横に、タイムチャートでいつぐらいこれをやるという形の資料があります。今回の分はまず、これ基本設計ですから、恐らく多礼浄水場の電気設備関係の全体の設計業務委託なのかなと思うのですけれども、であるならば、この 19 ページですね、同じく経営戦略の 19 ページのところに年次別の事業計画というものが載っています。恐らくこのところに符合するのかなと思うのですけど金額が倍です。この辺、なぜこういう形になっているのか、私が今話したようなことが。どうなのかどうかということも含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○花田議長

志賀施設係長。

○志賀施設係長

お答えをさせていただきたいと思います。今議員ご指摘のありました経営戦略の 19 ページの投資計画表のほうでは確かに設計委託料ということで、1,980 万円。そこを計上させていただいております。

現在、支出が現年の次年度予算につきましては、基本計画ということで 3,685 万円ということで確かに 2 倍になっておるんですけども、経営戦略をつくるときにコンサルを入れながら、いろいろと意見交換をさせていただきながら、幾らぐらいかかるんだろうかというところでやっておったのですけれど、やはり実施の段階で、基本設計をまずやって、しっかりとどの施設からどういう更新計画を立てていくのかと。いうふうなところ煮詰めていかないと今後の浄水処理に支障が出かねないっていうところがございましたので、基本設計と実施設計と二本立ての方で予算を組む形で今計上のほうをさせていただいております。その関係ですね。若干予算が膨らんでしまったというところはございます。

おっしゃられているように、資本的支出 31 ページでございますけれども、この分に上げている費用につきましてはですね、経営戦略で載せております多礼浄水場と吉田取水場の電気計装関係、全てにわたる部分についての、実施設計基本設計の費用というこ

とでございます。よろしくお願ひいたします。

○花田議長

石松議員。

○石松議員

今お話があったこういった仕事はですね、まず基本設計をやってそして実施設計をやって実際施工するというのが当たり前です。私は午前中にも一般質問のところで 103 億円かかるという投資額、どう説明するかという話をしました。またこの 103 億円が本当に妥当な数字かということも質問したと思うのですよ。

今の話ではこの設計の部分だけでも、大分誤差が出てきているわけです。ですから、私は当然こんな 103 億円も 100 億円も越えるような大きな大プロジェクトですね。これについては、本当に用心をして、ある程度細かく詰めていかないと、結果的にはこれがもうすぐ 3 割増し 5 割増しという形で 130 億円とか 150 億円になってしまったとか、こういうことじやいかんわけですね。

そういうことがありうるテーマですよこの大きな事業というのは。ですからそこは、たかだかその設計のどこで倍になっていると言いますけれども、私はあくまでも設計のほうだけと言っていますけども、後年度、つまりこれスケジュールで見たらですね、平成 32 年から取水場のところの施工工事が始まると思うのですね。

そのためにこの 31 年度に基本設計をやり、その後に実施設計をやらないといけないのですね。その辺のこの金額が 3,600 万円の中に入っているのかどうか。この 3,600 万円の中身がどこまでの範囲が入っているかっていうこと再度教えてください。

○花田議長

志賀施設係長。

○志賀施設係長

はい。ご指摘のとおり現在予算計上させていただいている金額につきましては基本設計及び実施設計という形の金額で計上をさせていただいております。また今の、経営戦略の 15 ページのチャートのほうで、32 年の電気計装取水場というところに○がうつてございますけれども、基本設計を行う中で、どれが 1 番最優先で影響がないのかっていうところを煮詰めた上で、この施行時期についてはですね、また今後ちょっと変わっていくこともあろうかと思いますけれども、この、19 ページで上げております枠の予算は遵守していきたいというふうに考えております。

○花田議長

石松議員。3回目です。

○石松議員

予算は重視していきたいというところですね、いわゆるその発注者はそう思っていても受けるほうは100で仕事をやってくれと言われたとしても100じゃとてもできませんよと。150は頂かないと仕事は受けられませんよという話になる可能性だってあるわけですね。もう一つ言えば、このスケジュールが、この経営戦略の15ページのところスケジュールが変更がありうるかもわからないというような非常に私から見ると、弱々しいちょっと大丈夫かなと思わせるような答弁に聞こえたわけですけれども、やっぱこの辺はですね、しっかりとしていただいた上で、ある程度、こういったチャートといいましょうか、金額も含めて、していただかないと整合性がなくなってきてですね。いろいろと後で執行部が問い合わせられるようなことになりはしないかと思って今私は質問しているわけですけれども、これは早急にもう一度、見直しをして、少し時間をとってでも、本当にある精度の高いもう少しプラスアップしたような、予算またタイムスケジュール等ですね、コンサルの方が当然、中心になるのでしょうかけれども、一緒にやるべきだろうと思うのですが。最後の質問させていただきます。

○花田議長

はい。神山事務局長。

○神山事務局長

計画どおり行かせるのが私どもの使命でございまして、また、計画どおりにしかいかないということもできませんのでやっぱりフレキシブルに考えさせていただきたいところもございます。しかしながら、やはり事業を進めるに当たってはある程度話の中で唐突なのか唐突じゃないかをご判断いただきますけれども。そういう方向に向かわなきやならないこともありますので、こういう経営戦略等の大きな問題、特にお金にまつわる103億とかいう、実際出しているわけですから、この形で変更なり、どういうふうな状況なのかというのは、その都度ご説明させていただくような形で、ご理解賜りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○花田議長

ほかにございませんか。ないようでしたらこれをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ご意見ございませんか。末吉委員。

○末吉議員

本水道事業の当初予算には反対の立場で討論したいと思うのですが、やはり北九州に

包括委託をしてちょうど 3 年経過いたしました。それでこの 3 年間を概観する、今まで事務組合としては、包括委託して順調、利益も上げているという評価です。

それで本当にいいのだろうかという思いを最近ものすごく強く持っています。確かに水道企業団、事務組合の合併した当初、それぞれの二つの自治体から職員を派遣して、文字通り合併のメリットを生み出そうといった時期から、北九州市に包括委託してね、次々と何か失っていくものが、余りにも多いのではないかということを、最近ものすごく感じるようになったのです。

宗像市でさえも、技術職職員をどう教育し、技術力を保っていくかというのはもう喫緊の課題に実はなっています。それは目的意識的に人を育てていかないと、私は達成し得ないことだというふうに思うのです。当面短期的には水道事業やって、包括委託してこれだけ事務がスリムになりました、利益が上がりました。

こういう評価だけではね先ほど言いましたように失っていくものが余りにも大きいと。しかも水道事業というのは市民の 1 番の生命の根幹ですよね。やはりあのもう一度、3 年経過した中でね。宗像・福津市民の水を将来的にも、良質で安価な水をどう確保するかという観点から、もう一度見直していく、そういう気が私は必要なではないかなという思いで今いっぱいです。

それで、組合長・副組合長ともフレッシュな、お二人ですので、このコンビのときに、是非この水道事業のあり方について、再度見直していけたらなということを付して議案には反対の討論とします。以上です。

○花田議長

ほかにございませんか。石松議員。

○石松議員

私は本議案に対しては賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

今の末吉議員の指摘も解らない訳ではないのですけれども、そこは、私はもう平成 28 年度から大きく賽は振られたと、私はもう宗像市・福津市はいろいろ協議をされた上で、どうするかと。人の人材育成とか、技術の継承とか、しかしながらそれを乗り越えた上で、北九州市にお願いをしようというふうに決めたのだろうと思います。

しかしながら、肝のところだけは組合でしっかりと抑えるぞと。ということで今動いているのだと思います。それで、私はやっぱり市民の皆さんからすれば誰が水をつくる仕事をしておろうが、Aさんがしておろうが、Bさんがしておろうが関係ないと思われます。安全で安心で、なおかつ出来れば安い水を提供していただければありがたい。

それは、この経営戦略の 2027 の水道ビジョンでしたか、その中に市民へのアンケート調査というのが掲載されておりました。私もそれを見ました。今私が話したように、安全で安心で、できれば安い水を提供してほしいと。いうことに尽きるのだろうと思い

ます。

ですから、私は今後とも北九州におんぶにだっこ、という言い方はよくないですけれども、きっと我が宗像地区事務組合の死守すべきところは死守しながら主張すべきところを主張しながら、北九州さんの技術等を活用させていただいて今後とも安全で安心な水づくり、そしてなおかつ今後 10 年間は水道料金を上げなくても済むということで、もう今日も何回も報告もされておりますし、またこういったいろんな資料等にも経営戦略等の資料にも、そのようにうたっていますので、これはもう市民の皆さんに私たちはですね、きっと報告をしたいと思っています。

ですから、今後もこの 10 年間は少なくとも水道料金があがることがない、そしてなおかつ、私がいろいろと質問の中でもさせていただきましたけども、やっぱり大規模な災害等はですね、明日来るかわからない。そのためには余力がある。今余力があって力があるときに、先行して、老朽管の更新ですか、電気計装の更新とか、前倒しでやつていって、安全安心な水づくりに今後ともご尽力いただきたいということをお願い申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

○花田議長

ほかにございませんか。福田議員。

○福田議員

私も本議案に賛成の立場で討論したいと。今年の 9 月には平成 30 年の決算になろうかと思います。そのときに、北九州に包括委託をする前と後との決算の、要は、利益剰余金がどのくらい出るかっていうのが一つの目安になろうかと思いますので、例えば過去 5 年間の、損益計算書。これを平成 26、27、28、29、30 年の、この 5 年間で出していただいて、利益剰余金がどのくらい変わっているのかというところを、しっかりと見せていただきたいと思いますね。そうすると、やっぱり包括委託した結果、コストが削減できたのかどうかっていうことがね、わかるのではないでしょうか。

決算を楽しみにしていますので、しっかりその辺の資料を次の決算議会のときに、ぜひそういう資料を作つていただいて見ていただきたいと思います。ということで賛成といたします。

○花田議長

ほかにございませんか。ないですか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより第 12 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の起立を求めます。

(起立多数)

○花田議長

賛成多数であります。よって第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題を終了いたしました。

本会議中誤読などによる字句数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定により議長に委任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

異議なしと認めます。よって、字句、数字等の整理訂正は議長に委任することに決しました。お諮りします。

本会議に付されました事件は全て終了いたしました。よって宗像地区事務組合議会会議規則第 7 条により会期 2 日間を予定しておりましたが、本日で閉会したいと思います。
ご異議ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

異議なしと認めます。よって平成 31 年第 1 回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 16 時 30 分